

令和6年

南部町議会第4回定例会会議録

令和6年12月10日 開会

令和6年12月13日 閉会

山梨県南部町議会

令和 6 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 0 日

令和6年南部町議会第4回定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

令和6年12月10日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 一般質問
- 日程第6 議案第65号 南部町小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第66号 南部町子育て支援医療費助成金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第67号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第68号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第69号 第3次南部町総合計画の基本構想策定について
- 日程第11 議案第70号 南部町奥山施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第71号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第72号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 日程第14 議案第73号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第15 議案第74号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第75号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第76号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第77号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第78号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

3番	望月小五郎	4番	塩津悟
----	-------	----	-----

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	佐野和広	教育長	市川隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝基成
総務課長	遠藤一明	企画課長（兼） DX推進課長	杉山一陽
財政課長	渡辺雄治	税務課長	仲亀哲也
交通防災課長補佐	木内宏貴	子育て支援課長	望月裕司
福祉保健課長	近藤利也	住民課長	渡辺幸博
産業振興課長補佐	望月壮	建設課長	尾崎龍次
水道環境課長	岡村忠	ダイサービスセンター所長	若林安彦
健康管理センター所長	大倉直也	学校教育課長	若林将基
生涯学習課長 （兼）公民館長	遠藤賢		

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議会事務局長	渡辺正樹
--------	------

開会 午前 9時30分

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和6年第4回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

また、本定例会は新しい議員となって、初めて開催する定例会となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

国政では、われわれの選挙と同日に実施された衆議院議員総選挙で、政権与党は過半数を割り込み、厳しい国会運営を余儀なくされています。

年収の壁問題など税収の減収が危惧されており、交付税に頼らざるを得ない地方自治体にとっては、これまで以上に厳しい財政状況が予想されます。

また、アメリカでも間もなく発足するトランプ政権は、諸外国への関税を増税することを示唆しており、貿易政策や安全保障政策など、今後、日本経済に与える影響も不透明な状況です。

こうした厳しい状況に置かれる地方自治体の運営ではありますが、町民から負託を受けたわれわれは、その職務の重さを実感し、町民の信頼に応え、議会が真に地域の発展と住民福祉に貢献できる場であるよう、平静かつ円滑な議会活動に努めていかなければなりません。

南部町は現在、大きな転換期を迎えています。中部横断自動車道の開通をはじめ、地域間のアクセスが飛躍的に向上したことで、新たな可能性が広がっています。

一方で、町を取り巻く環境は非常に厳しく、少子高齢化や人口減少、地域経済の活性化といった課題にも真正面から取り組む必要があります。

私たち議会には、地域の実情に即した政策提言と、行政と町を結ぶ橋渡しとしての役割が求められています。このたび、議長という重責を担うことになり、改めてその職務の重さを実感しているところですが、私は議会運営の取り組むべき目標として、1. 更なる議会改革の推進、2. 地域資源を活用した持続可能なまちづくり、3. 防災減災対策の強化、4. 町民サービス利便性の向上の4つの柱を掲げて進めてまいりたいと考えております。

議会は、町民の声を行政に届け、行政の取り組みを町民に伝える双方のプラットフォームです。

その機能を十分に果たすためにも、議員各位のご協力の下、南部町の未来を見据えた建設的な議論を行い、活発な議会活動をお願い申し上げ、開会のあいさつといたします。

着座にて進めさせていただきます。

ただいまから令和6年南部町議会第4回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和6年南部町議会第4回定例会は成立いたしました。

それでは直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 望月小五郎議員および4番 塩津悟議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの11日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの11日間とすることに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長から、お手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに請願1件を受理いたしました。皆さまのお手元に配布いたしましたとおりであります。

請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性のある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願について、この1件については、会議規則第92条第1項の規定により文教厚生常任委員会に付託いたします。

なお、審査は今期定例会会期中を期限といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は今期定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2、第3項の規定による、令和6年度会計の8月分、9月分、10月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

ここで、地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施されました、令和6年度定例監査の結果について報告がありましたので、監査委員に説明を求めます。

田中清一代表監査委員。

○代表監査委員（田中清一君）

代表監査委員の田中でございます。

それでは、私から定例監査の結果に関する報告をさせていただきます。

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、去る11月14日と15日の2日間、小泉昇一監査委員とともに、令和6年度の定例監査を実施いたしました。

その詳細につきましては、皆さまのお手元に配布してあります令和6年度定例監査報告書の写しをご覧いただきたいと思います。

それでは、監査結果の概要を申し上げます。

本年度の監査は、住民課・水道環境課・学校教育課・福祉保健課、アルファセンター、デイサービスセンターの6所属を対象に、本年度4月1日から10月末日までの財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況全般と併せて、睦合小学校、富沢デイサービスセンターおよび万沢ふれあいセンターについて現地調査を実施し、その状況を確認いたしました。

監査の結果であります。本年度実施した各所属における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理状況は、全般を通じ、その処理状況が適正と認められました。

私ども監査委員において措置を求める事項および指摘事項はありませんでしたが、評価する事項のほか、その一部については改善または検討を要する事項が見受けられました。

その主な内容は次のとおりです。

はじめに住民課です。本町の窓口業務は、明るく丁寧で親切な対応がされていると承知しているところです。また、総合窓口としてワンストップサービスを心掛ける創意工夫の様子が伺えました。なお、そのためには役場全般の総合的な対応が求められますので、幅広い業務知識の習得等、今後も研鑽を重ね、引き続き笑顔の住民サービスに努められたい。

国民健康保険特別会計については、本町の1人当たりの医療費は県下でも上位に位置しています。コロナ禍により事業縮小を余儀なくされていた「なんぶ健康会議」の活動再開を機に、引き続き住民の健康への意識高揚を図られたい。

併せて、レセプト点検の継続実施や特定健診・保健指導などの保健事業実施による医療費の抑制と適正化に努め、国保会計の健全性が堅持できるよう努められたい。

次に、水道環境課です。

管理すべき水源が24カ所と多い中、職員の努力により安全かつ安定した給水が行われている状況が確認できました。

しかしながら、施設の老朽化による故障や漏水の修繕、また町内総延長15万4,686メートルにも及ぶ管路の耐震化など懸案事項も多い中、設備の耐用年数や補助金の有無も考慮した工事計画の策定など、今後の検討が望まれます。

また、今年度から公営企業会計に移行し、水道料金の自主財源での運営を視野に入れた施設運営を検討されたいが、避けられぬ利用料金の値上げには、住民の理解が必要不可欠であります。

令和5年度の収支決算によると、依然として一般会計からの法定外の繰入金で1億3千万円に大きく依存している厳しい会計運営となっています。現状の情報提供や、今後の展望等、住民への丁寧な周知により理解を得られるよう努めていただきたい。

使用料の未納者や滞納者には、町営水道給水停止処分取扱要綱などにに基づき、催告や丁寧な納付相談など未収金の徴収に当たられているとのことですが、利用者間の公平性、公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も未収金の発生防止とその回収に取り組み、企業会計としての簡易水道事業の財政強化を図られたい。

次に、学校教育課です。

本町の児童生徒に対する教育環境は、実にさまざまな角度から教育環境の充実が図られ、手厚い教育行政が行われている様子が確認できました。

今後も引き続き恵まれた環境のもと、南部教育が継続されていくことを強く希望します。

南部地区小学校の適正配置状況については、これまでの保護者や地域住民への情報公開と丁

寧な説明により、アンケート調査では95%を超える理解を得て、睦合と栄小学校は統合することに決定し、令和8年4月の開校に向けた準備が進められています。

長い歴史を持つ両校が今まで取り組んできた優れた教育活動を融合させながら、新たな学校づくりに努められることを大いに期待します。

また、統合後の校舎となる睦合小学校を現地視察し、来年度から予定する改修工事計画の説明を受けましたが、多大な予算が必要とされる中、財源の確保にも留意しつつ、児童のより良い教育環境が整えられることを切に希望いたします。

学校給食調理場の運営状況については、調理業務の約4割を非常勤職員が担う人員配置について大変厳しい状況を確認いたしました。

安心安全な給食を安定的に提供するためにも、一定数の常勤調理員の確保の検討が望まれます。

次に、福祉保健課です。

敬老祝金については、今年度大幅に見直しされ、支給対象者の限定と金額を引き下げています。懸念された町民の反応については、問い合わせは特になかったとのことで、一定の理解を得られているものと推察されました。

本町の高齢化率は45.1%と、県内で4番目に高く、高齢化と高齢者を取り巻く環境はますます厳しいものになってきています。加えて、今後、介護職員等の担い手不足がさらに深刻化し、人材を如何に確保していくかが課題となっています。

「住み慣れた南部町で最期まで安心して暮らしていけるために」認知症対策、障害者対策を含め、持続可能な福祉施設の検討を図っていく必要があります。

保健事業の取り組み状況については、住民課でも触れましたが、「なんぶ健康会議」が今年度から再開されたとのことで、生活習慣病予防に対する非常に有益な取り組みであるため、今後もこの会議が核となり、住民の健康への意識高揚と医療費抑制に寄与することを大いに期待します。

また、各種検診事業については、今年7月、他の自治体の議会が視察に訪れるなど、高い受診率を保っており、職員の創意工夫と努力が伺えます。

現場職員の徒労感もあるようですが、引き続き根気よく住民の健康指導に努められることを望みます。

介護保険特別会計の運営状況および今後の見通しについては、今年4月より第9期介護保険事業計画が始まり、保険料も改定され、第6期から同額で推移していた基準額は200円ほど減額されています。今後も給付とのバランスを注視しながら運用を図られたい。

計画の基本目標である住民一人ひとりが「個人として尊重されながら、健康で生きがいを持った暮らし」の実現のため、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進と高齢者福祉施策の効率的・効果的な運営が図られるよう努められたい。

また、地域支援事業では、「万沢ふれあいセンター」を現地視察し、利用者が職員指導のもと、楽しみながらカラオケや体力づくりに取り組んでいる様子が確認できました。

要支援要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる支援対策として、睦合ふれあいセンターも含めた通所サービス事業や「ちょっくりボランティア事業」など、今後も適正な運営が図られるよう努められたい。

次に、アルファセンターです。

福祉の町として社会福祉協議会の担う役割は大きく、相談事業をはじめとする各種福祉事業を実施している現状を理解確認しました。ただ、事業の中には、やはり担い手の高齢化や、高齢者不足の問題もあり、今後懸念されます。

オープン利用日等の利用者は、コロナ禍が明け急激に伸びており、やはり多くの人たちが人とのつながりを求め集う憩いの場としての施設の役割は大変大きいものと感じます。

しかし、建築から33年が経過し、施設設備の維持管理費用は今後増高することが見込まれ、客観的な事実を明確に見極めた上で、計画的かつ適切な予算執行に努められたい。

次に、デイサービスセンターです。

令和4年度から祝日も営業日とするなど、営業努力により利用者の若干の増加傾向も見られますが、ここ数年、定員30名に対する1日当たりの平均利用者数は20名前後で推移しており、厳しい状況は理解しますが、利用者の更なる確保と魅力ある事業運営に努められたい。

また、現地視察では、利用者は昼食を終え、机上でゲームなどを楽しみながら利用者間や職員と笑顔で楽しく交流を図っている様子が確認できました。

また、課題に挙がっている機械浴の浴槽は丁寧に使用しているためか、見た目ではそれほど劣化を感じさせませんが、耐用年数を超え、修理部品もなく取り換えの時期に来ています。多額の経費が必要となりますが、センターでの入浴を楽しみにされている利用者は容易に想像がつき、特殊浴槽の取り替えの対応を検討する必要性を感じました。

最後に休暇関係ですが、夏季休暇については5日間にしていただく中で、取得率も97.59%と高い取得率を上げることができました。

ただし、年次有給休暇取得率については、各所属とも押しなべて低いことが伺われました。

今、政府においても働き方改革の一環として、有給休暇取得率70%を目指すとしていることや、年間最低5日の有給休暇を確実に取得させる義務が企業に課せられています。

しかしながら、複数の所属で人員配置の問題もあってか、定員に足りていない職員数で業務をこなし、休暇を取得することはなかなか困難なことと思われそうですが、所得向上に向け、今後はより具体的な方策を検討していくことが必要であります。

年次有給休暇は、労働者に与えられた大切な権利であることはもちろんのことで、メンタルヘルスの不調に影響を与える要因となることがないように積極的に取得し、家族との団欒の機会やリフレッシュ休暇として有効活用されることを強く望む次第であります。

以上、抜粋して定例監査の結果に関する概要を申し上げましたが、業務多忙の中、2日間にわたりご協力いただきました関係職員の皆さまに感謝申し上げます。

なお、この監査報告書は12月2日に町長に提出してあります。

以上、定例監査の結果に関する報告といたします。

○議長（木内秀樹君）

以上で、監査委員の定例監査結果説明を終わります。

田中代表監査委員、ご苦労さまでございました。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

令和6年南部町議会第4回定例会を開催いたしましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまのご出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝を申し上げます。

また、本日、傍聴席に多くの皆さまの出席を賜りましたことに対しても、重ねて感謝を申し上げます。

それでは、今期定例会開会にあたり、一言ごあいさつと9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

経済開発機構OECDは4日に公表した経済見通しで、2025年の世界全体の実質経済成長率を、物価高の緩和や安定した雇用環境が成長を支えると見込み、3.3%と予想しました。

しかし、先行きは、中東での地政学的な緊張の高まりや保護主義の台頭で下方リスクがあると懸念を示しております。

国別では、日本には2024年の成長率を-0.3と見込み、前回から0.2ポイント下方修正しました。

マイナス成長は、新型コロナウイルスが流行していた2020年以来4年ぶりで、2025年には1.5%と前回から0.1ポイント引き上げました。個人消費は堅調な賃上げに支えられ、企業の設備投資が経済を後押しするとしております。

国会では、衆議院議員選挙後初の臨時国会が28日に始まりました。最大の焦点は、賃上げに向けた経済対策を含む補正予算や、非常戒厳の宣言が出された韓国の情勢を踏まえた外交政策などをめぐって論戦が交わされております。

石破総理大臣にとって初めての予算委員会となり、少数与党となる中で、野党の協力なしに予算を成立することができない異例の事態の中、9月から審議が始まっております。

国内の日常に目を向けますと、山梨県感染症対策センターは、県内がインフルエンザの流行期に入ったと発表しました。

この時期の流行は例年並みで、山梨県感染症対策センターは新型コロナウイルスとの同時流行を見越し、ワクチン接種の検討を促しています。

インフルエンザは例年11月から翌年1月ごろに流行入りする傾向がありますが、去年は過去10年で最も早い9月に流行入りしたこともあり、これから感染が急速に拡大する可能性があるとして指摘をしております。

一方、日本の伝統的酒造りが国連教育科学文化機関ユネスコにより無形文化財に登録されました。酒造りは、杜氏や蔵人らが長い年月をかけ、磨きあげた高度な技術をもって作り上げられるものであります。委員会の決議は、酒造りを通じて職人らと住民が結びつき、地域社会の結束に貢献していることを評価したことでした。

本町においても、行政と住民の結びつきを深め、安心安全な町づくりに励んでまいります。

それでは、9月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

9月20日、21日、ふるさと遠野まつりに身延町長とお招きいただきました。この祭典は60を超える団体が一堂に集い、獅子踊り、神楽、南部ばやし、さんさ踊りなど、遠野の芸能が一堂に集結するものです。厳しい自然を生き抜く人々による力強く色鮮やかな表現は素晴らしく感銘を受けました。

9月23日、内船護国神社の秋の例大祭に参列し、戦争で天に召された方々と公務に殉難さ

れた自衛官、警察官、消防士の皆さまの御霊の安らかならんこと、国土の平和を心からご祈念申し上げてまいりました。

10月4日、今年の福祉健康まつりも多くの方々にご参加いただき、「スマイルなんぶ 健康長寿日本一を目指して」をスローガンに盛大に開催することができました。

米寿を迎えられた方、ご夫婦で元気な高齢者や虫歯のない3歳児の表彰が行われましたが、年々受賞する高齢者が多くなっていくことに。健康寿命が伸長している喜びと、少子化を目の当たりにしてしまう場面もありました。

今後も健康な家庭づくり、地域での支え合いなど、「スマイルなんぶ事業」を展開してまいります。

10月9日、町村長会議が中央市役所で開催され、来年度に向けた法令外負担金の審議方針や施策説明など、令和7年度に向けた活動が早くも動き出しました。

また、同日の夜、ホテルやまなみにおいて、人口減少下における今後の行政のあり方をテーマに、長崎知事、両副知事、また県幹部との意見交換会を行いました。

10月11日、峡南広域行政組合定例会が開会され、組合議員の高橋茂広議員、木内秀樹議員ともども出席してまいりました。補正予算1件、決算認定1件の計2件の案件についてご承認をいただきました。

10月13日、アルカディア南部総合公園の多目的広場におきまして、アルカディアフェスタを開催いたしました。元プロ野球選手を招いての野球教室、ボルダリング体験やキッチンカーの人気投票など、町内外から訪れた多くの家族で賑わいました。

10月27日、南部町議会議員一般選挙が執行されました。翌28日には、当選された10名の皆さまに選挙管理委員長より当選証書が付与されました。見事当選の栄を勝ち取られた皆さまに、私からもお祝いを申し上げます。

10月30日、第2回山梨西部広域環境組合定例議会が開会され、小泉昇一議員ともども出席してまいりました。令和6年度一般会計補正予算1件と、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定を承認いただきました。

11月1日、南部町議会議員一般選挙後の初議会となる第3回臨時議会を招集いたしました。正副議長をはじめとする各委員会の議会構成も決まり、新体制がスタートいたしました。当選の祝意とともに、公平公正な行政運営と住みよいまちづくりのためにご協力いただけるようお願いをいたしました。

同日午後、今年度末に指定管理期間が満了する奥山温泉の指定管理者の選定について、選定委員会へ諮問していましたが、選定手続きが終了し、望月哲也委員長から選定結果の答申がありました。指定管理者の指定につきましては、議会の議決をいただかなければなりませんので、今定例会に上程させていただきました。

11月12日、南部町戦没者慰霊祭を文化ホールにおいて開催し、334柱の御英霊の御霊に哀悼の誠を捧げてまいりました。

11月15日、11期44年に渡る町長職を全うし、任期最終日を迎えた辻一幸早川町長の退任式に出席し、今までのご労苦とご功績に対し、最後のお別れの言葉を交わしてまいりました。

11月20日、森山幹事長をはじめ、多くの官僚、国会議員が出席する中、NHKホールで開催された全国町村長大会に出席してまいりました。大会には全国926の町村長が出席し、

少子化、子育て政策の強化、環境保全対策の推進、農業農村政策の一体的な推進、義務教育の充実改善に関する特別決議案を採択してまいりました。

1月22日、山梨県農業農村整備推進協議会副会長として、関係する衆参議員や山梨県選出国會議員、財務省、農林水産省など農業農村整備事業関係予算の確保に向けて、会長の内藤韮崎市長を先頭に、県内の農業農村整備事業の推進に向け、精力的な要請活動を行ってまいりました。

1月25日、令和7年度に改定となる南部町総合計画について、南部町総合計画審議委員会の小倉委員長から、今後10年間の計画として、将来を見通した長期にわたる町政運営の方向性と魅力にあふれたまちづくりを進めていく上での指針について答申を受けました。この総合計画につきましては、今期定例会に上程をさせていただきます。

12月1日、文化ホールにおきまして、本町を代表する伝統芸能、内船歌舞伎の公演にご招待を受け、出席してまいりました。本日ここにおられます議員有志の方々や南部警察署員の皆さまのご協力のもと、盛大に開催され、ホールに詰めかけた大勢の方に内船歌舞伎の魅力を伝えられたのではないかと思います。

12月2日、先ほど報告がありましたけれども、令和6年度の定例監査報告が田中代表監査委員、小泉監査委員からあり、各所属の事務執行、事業の管理状況等は適正であると評価されました。

しかしながら、一部改善または検討を要する事項についてはご指摘がありましたので、真摯に受け止め、改善に努めてまいります。

12月7日、南部町女性団体連絡協議会主催の町長と語る会が文化ホールで開催され、出席いたしました。

出席者の皆さまからは、環境衛生、災害対策、廃校後の利活用など女性目線での多岐にわたる貴重なご意見をいただきました。今後の町政運営にしっかりと反映させてまいります。

以上で行政報告を終了させていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で町長の行政報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

日程第5 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の一つの質問事項 ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む、一問一答方式です。

1人の質問の持ち時間は質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は2回までですので、よろしくお願いいたします。

なお、残り時間は会場内のモニターに表示されますので、十分ご留意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので、申し添えます。

最初に、7番、望月光彦議員の質問を許します。

7番、望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

それではお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今般実施された国政選挙と町議会議員一般選挙の中で、行政サービスのあり方について感じ

た2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、告知放送回線の安定した維持についてであります。

万沢地区の山間にある集落では、大木が倒れて光ファイバーケーブルが断線し、告知放送が電話とともに不通となり、その時点ですでに1カ月が経過をしているとのことでした。

住民は、東京電力やN T T、さらには役場に7回から8回、早期回復のために連絡をとって見たが、電柱を立てないと復旧できないとの回答が続いたようです。

私も1カ月もの間、通信設備が不通となって状況が孤立した地域住民の切ない声に何とかしなくてはならないとの思いから、役場へ出向き、早期に改修するようお願いに伺いました。

しかし、残念なことに、そのときの町の回答も同様なものでした。私は、電柱が立てられないのであれば、回線を地上に這わせる、あるいは仮設電柱による応急対策ができないものかと再度お願いをいたしました。

その場での回答は得られませんでした。夕刻に連絡が入り、1週間後に復旧することが可能であるという説明を受けました。

今回の一連の対応を振り返ってみますと、「住みよいまちづくりを目指す町」を掲げて行政を進めていることにいささか疑問を感じてしまいました。

次に2点目として、選挙の開票速報についてであります。

役場職員は、衆議院議員総選挙と町議会議員の一般選挙が重なり、開票作業が長時間に及び、大変であったと思います。この点についてはお疲れさまでしたと申し上げたいと思います。

しかし、その影響により、町議会議員一般選挙の開票速報も遅くなり、深夜24時を過ぎたことから、開票速報はしないとのことでした。これについても、私ははなはだ疑問を感じてしまいます。

行政サービスは、町民のことを第一に考え、告知放送による速報ができないのであれば、それに代わる手段として町のホームページに掲載するとか、対応策を講じることができたのではないのでしょうか。

私が今般感じた2点は、町民のことを第一に考えた行政サービスのあり方ではないように感じてしまいました。町民の心配事や困りごとに対してスピード感を持って対応できる役場職員であってほしいと、私は心から願っています。

そのためには、担当のみに仕事を任せるのではなく、課長を中心とした組織力を高めた中で行政サービスを提供すべきであると考えます。

今回私が感じた2点について、町の見解と今後の対策についてお聞かせください。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

望月議員からの告知放送回線の安定した維持についてのご質問ですが、議員のご質問のとおり、倒木による断線につきましての問い合わせが複数回ございました。

町といたしましても、その都度、東京電力やN T Tに早期回復の依頼をしまいましたが、東京電力におきましては、このような事案は数多く、順を追って対処しているとの回答でござ

いました。また、NTTにおいても仮復旧には時間を要するとの回答であり、実施には1カ月以上を要することとなりました。

その間には、町の指示によりNTTに該当地区の方々に謝罪と説明に回ってもらうなど、住民の方々にはご理解のいただけるような対応をまいりました。

今回の件につきましては、当該地区の皆さまにはご不便とご心配をおかけしたことを大変申し訳なく思っております。

今後は、民間企業への依頼対応として、一つの窓口ではなく、複数の窓口からのアプローチをすることも必要であると考えて検討しているところであります。

次に、選挙の開票速報についてであります。議員のおっしゃるとおり、今回は衆議院議員総選挙と町議会議員一般選挙が重なるという、南部町が始まって以来の同日選挙となり、開票事務に時間を要してしまいました。このような事態が予想されたため、開票事務に先駆け、立会人の方々にも小選挙区と町議会議員選挙の開票を同時に行いますが、国政選挙は法定受託事務であることから、県への報告義務があるため、先行して行わせていただきますので、町議会議員選挙の開票につきましては、遅れることをご承知おきくださいと説明をさせていただきました。

想定どおり4種類の開票には時間を要し、最終的には町議会議員の開票録が完成したのは深夜の24時を過ぎてしまいました。

しかし、開票結果が出るまで待っていただいた立会人の方もあり、電話での問い合わせも2件と少数だったため、深夜の放送は控えさせていただき、早朝での放送といたしました。

議員ご指摘のホームページの掲載につきましては、今後検討をさせていただきます。

今後も町といたしましては、各課課長を中心に問題についての情報共有、共通認識、問題解決への最良の手立てを検討し、住民に最適な行政サービスの提供を心がけてまいります。

○議長（木内秀樹君）

総務課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

それでは、再質問をさせていただきますけれども、私も、実施に至るまで1カ月間放置されていたということで、非常に疑問を感じていましたので、直接NTTの担当者に電話をして、本筋を確認してまいりました。そういうことを承知の上で答弁をお願いしたいと思います。

詳細はいろいろ聞いておりますので、間違いのないことをご答弁いただきたいと思います。

まず、質問の内容につきまして、4点質問をいたします。

まず1点は、町民からの苦情に対してどのような対応をしてきたのか、現地を見に行っただのか。もし行っているとしたならば、その状態を見て、復旧するのにどういうことをしたらいいかということはどう考えられたのか、行かないならば、どうして現場に行かないのか。

やはり現地に行かない限り、いろいろな問題は見えてきません。その2点について答えていただきたい。

それから2つ目、NTTにおいても、仮復旧には時間が要するという回答がありました。1カ月くらいかかりますよという、回答をいただきましたという話ですが、私が役場で掛け合ったときには、その日のうちに結論が出され、結果、1週間以内に復旧が実現しました。この事実

について、どう分析していますか。

3つ目は、住民の方々には理解のいただけるような対応をしまいいりましたと、先ほど説明がありましたが、実際は納得していないから、いつになったら復旧するのですかと問い合わせが来ているのです。理解のいただけるような対応がどういったものだったのか、この説明をください。

それから、民間企業との依頼対策として、一つの窓口ではなく複数の窓口からのアプローチをする必要があると考え、検討しているところだと説明がありましたが、私は本気になって実施に向けた行動を起こし、相手にそれが伝われば、今回のように物事はある程度早く、進むこともあるのではないかと考えています。

アプローチの仕方がどうのこうのというよりも、本当に困っているということが伝わったら、相手にどれだけその誠意を伝えられるかが大事なのではないかと、私は思っています。

以上4点について、回答をお願いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

まず、町民からの苦情に対してどのように対処してきたのかについてであります。区長から窓口や電話にて連絡をいただいた際には、その都度やN T Tや東京電力に対して対応依頼をかけ、組長にはその都度ご報告をさせていただきました。また、組長にはご不便をおかけしていることに対して謝罪をしまいいりました。

次に、仮復旧に長時間を要した件であります。倒木による断線についての当初の問い合わせの際に、東京電力から倒木撤去に1カ月以上は時間を要するとの説明がありました。依頼を重ねることにより東京電力の対応も早まりました。しかし、用地交渉、工事占用については、順を追って行うため1年ほどかかるとの回答をもらい、それをN T Tに伝えたところ、仮設対応に至っております。

このことにつきましては、N T Tの事案に対する意識の変化と考えております。

次に、理解のいただけるような対応についてであります。先にもご説明いたしましたとおり、当該住民への説明に回るなどの対応となっております。

次に、複数の窓口からのアプローチについてですが、今回の件につきましては、交通防災課の助言により、東京電力の災害対応窓口への対応もできましたので、今後は情報を共有し、よりよい対応を心がけていきたいと考えております。

行政サービスにつきましては、災害対応を含め、さまざまな対応を求められます。今後もN T Tと協議を重ね、最善のサービスができるよう努めさせていただきたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

総務課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

○7番議員（望月光彦君）

現地を見に行っているのか、行っていないのかという質問をしましたがけれども、こちらの回答をお願いします。

○議長（木内秀樹君）

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

NTT、東電から現地の説明について受け、対応を依頼しておりましたので、現地には行っておりません。

○議長（木内秀樹君）

答弁が終わりました。質問はありますか。

7番、望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

まず1つは、苦情が7回も8回も来ている中で、現地を見に行かないというのはおかしいのではないかと。

何か問題があれば、管理職が現地を見に行き、どう対応しなければならないのかを考えるものではないでしょうか。

問題は現地にしかないわけで、実際に見に行った際、東電の柱は確かに倒れていましたが、NTTの柱はその横に立っていました。切れた線は丸めて束ねてあり、そのNTTの柱を経由して、仮で這わせればなんとでも対応出来る状態だったので、役場にも来て、1日も早く復旧してくださいという話をしたのです。

今回、対応が変わって、1週間に縮まったその理由は、先ほど話が課長から意識の変化だとありましたけれども、意識の変化ではありません。

NTTの方に確認をしたところ、東電の電柱を借りて、線を張っていたため、電柱が立たない限り出来ないという回答でした。NTTとしては町から委託を受けている光ファイバーのため、何としても対応しなくてはという思いはあったが、東電とNTTという業者間でのやりとりでは、なかなか工事が進められないという状況だったようです。

それで、私が役場に来た際に、早くやってもらわないと困るよという話をしたら、役場の方でまたNTTと話をしてくれたようです。そこでNTTは、まだこの後一年はかかるのだという話を役場から聞いたとのことでした。それを聞いたNTTが、それでは困るということで、急遽一週間で仮の対応を取ってくれたわけです。

意識の変化があったわけではなく、町民が困っているのだったら、ということでNTTが何とかしますとやってくれたわけです。

私としては、現場を見ないということが理解できない。私の意見を聞いて、課長はどう思っているのか、お答えください。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

望月議員のご質問にお答えします。

現場に行かなかったのは私どもの不手際だと思っています。大変申し訳ありませんでした。

今、望月議員のほうからご説明があった問い合わせの件につきましては、NTTのほうからはこちらにはご説明がありました。意識の改革というのは、言葉の綾と言いますか、1カ月を

過ぎた時点で復旧ができないと言った時点で、こちらからも何回もNTTと東電のほうには依頼をかけておりました。

その東電柱と倒木を撤去するのに1カ月以上かかりますよという東電の説明がありまして、その後に、用地交渉、言ってみれば東電柱を立てるのに、用地交渉等の時間が1年以上かかるという、説明がその後にありました。

ですので、1カ月を過ぎてからの後にその説明がありまして、そのことを言ってみれば、望月議員が来られたときに、今一度問い合わせをしてくれというときにNTTに説明をして、1年以上かかるのであれば、それではNTTのほうで協議をして、上層部のほうに確認をしますよということで、NTTが、それでは私どものほうで電柱を立てて、仮復旧をいたしますと、そういう回答でありましたので。

意識の改革というか、その時系列の中で、その1カ月が経った後にまだ1年かかると、そういう説明でしたので、NTTのほうは、それでは仮復旧をさせていただきますという、1週間後にその回答が来たという時系列の流れになっております。

○議長（木内秀樹君）

町長。

○町長（佐野和広君）

現地を見ていない。これは非常に問題です。

何かあって苦情があった場合には、すぐ現地に行かせます。先週、町長と語る会がありまして、幾つか質問がありましたから、早速月曜日にはその対応しようということをやりましたけれども。実はNTTや、東電の問題というのは非常に大変な問題がありまして、何年か前に内船地区で大雪がありまして、停電になりました。何日かそのままになっていたところ、苦情が来まして、その際には、地主さんの了解を得ないと、なかなか工事に着工できないということがありました。

そこで、私が責任を持つから何とかしてくれということで、その場はうまく納めることができました。

今後はこういうことのないように、何かあったらすぐに現地を見て、そしてその上で早急の対応をします。ただし、先ほど言いましたように、簡単ではありません。いろいろ職員たちもやった上での答弁だと思いますけれども、その辺りをご理解いただきながら、改めて今後とも気をつけたいなと思っています。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

今、町長の一言で現場をよく見て対応しますということなので、ぜひ今後も町民の意見に耳を傾けながら、いろいろな諸行事等に、前向きに取り組んでいただけたらと思います。

町長の答弁をいただきましたので、気持ち的には収まるという言い方はおかしいですが、納得いたしました。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

次に、9番、若林良一議員の質問を許します。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

それでは、私のほうから、学校施設の急務な防犯カメラの設置ということで質問させていただきます。

令和6年度3月定例会に望月憲之議員が、この問題に対して質問しておりますが、防犯カメラの設置について再度質問をいたします。

防犯カメラを設置することにより、地域の安全・安心につながることが期待されると思います。その一方では、プライバシーの問題もあり、防犯カメラで撮影することが無制限に許されるものではありません。

防犯カメラは24時間撮影可能であることから、犯罪抑止効果が認められるとともに、犯罪発生時には容疑者の特定にも役立つことが言われております。

安全・安心なまちづくりを推進するのに大きな役割を果たすと思います。

また、撮影される側のプライバシーを侵害しないように十分な配慮をするものとし、憲法第13条の趣旨を踏まえ、慎重に取り扱う必要があると思います。

南部町を見ますと、現在では睦合小学校にはすでに設置してあります。他の施設には設置の様子はまだありません。南部中学校、富沢小学校、栄小学校の施設等に急務として設置が必要だと思います。

また、山梨県警察本部の生活安全企画課での防犯カメラの補助金も出ておりますので、これも視野に入れて前向きに検討が必要かと思います。

3月の一般質問の進捗状況について、必要最小限のものに限定し、設置も防犯想定体制を検討してみますとありますが、現状はいかがですか、伺いたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

若林良一議員の質問についてお答えをさせていただきます。

現在、小中学校の設置状況でございますが、睦合小学校に4台の防犯カメラが設置され、職員室のモニターで確認や記録がなされております。ほかの3校には設置されていないという状況でございます。

3月議会以降、学校教育課では、各学校の環境や各学校で規定されている危機管理マニュアルに記載された不審者侵入の対応、対策状況を検証してまいりました。

その中では、本町特有の学校の施設的な開放性のため、防犯に対する弱さを認識するとともに、全国における闇バイト事件の発生や、峡南管内における児童生徒に対する声かけ事案の発生等、最近の犯罪発生状況を踏まえ、これまでの対策をより一層強固なものにする必要性を強く感じているところでございます。

そのために、南部中学校と富沢小学校では防犯カメラを設置する方向で設置箇所、それから運用方法について検討を現在しております。南部中学校では、建物の立地上、職員室から死角になる箇所が多いため、それらの箇所にカメラを設置することを検討しております。また、富沢小学校においては、隣接する道の駅とみざわに県内外から多くの来訪者がいることや、敷地

内ロータリーへの車両の出入りが多いことで、不審者の侵入が危惧されるため、それらの箇所にカメラを設置する予定であります。

カメラの設置効果の点では、先ほど若林議員も申されたとおり、職員室にカメラが置かれて、リアルタイムで画像を職員が確認できることで、不審者を発見し、犯罪を未然に防ぐ効果があることや、カメラが設置されている場所では犯行が露見するリスクが高いため、犯罪者は犯行を躊躇すると言われておりますので、犯罪抑止効果が期待できます。両校ではカメラを設置し、学校の安全性をこれまで以上に高めていきたいと考えています。

栄小学校では、カメラ設置は行わず、職員の監視強化や死角となる出入り口の施錠の徹底により防犯に努めていきます。

なお、必要な予算につきましては、令和7年度の当初予算に計上したいと思います。また、補助金についてご紹介をいただきましたが、国庫補助であります防犯対策施設整備事業を活用して、財源の確保に努めていきます。

以上、若林議員の質問のお答えといたします。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

回答内容を聞き、安心した次第であります。

ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。

再質問です。カメラを設置する効果は、本当に不審者の発見と未然に防ぐ効果と、犯行が露見し、犯罪抑止効果が期待されると。これは本当に全国的にもそういう視点で見られておるところであります。

現在の保育所は、私が2カ所回ってきましたが、緊急通報システム装置のみが設置されていきました。あれはあくまでも保育所の中で起きた場合の緊急対策であり、警察につながるようになっているようでありますけれども、それだけで抑止できるのかという心配があり、可能であれば保育所にも抑止力を増すために、防犯カメラの設置をしておくのが、いいのではないかと考えております。これはぜひともほかの小中学校ともに、同じ方向性で見ていくのが最善な策ではないかとは思っております。

また、南部町には私立幼稚園があります。そこには、今は何もついておりません。ここに通われている子どもたちも、全て南部町の子どもたちでありますので、ここにも、町として、その子どもたちを守るために、防犯施設の設置が必要ではないかと思いますが、これについてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

若林良一議員の質問が終わりました。

子育て支援課長の答弁を求めます。

望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

若林良一議員の再質問についてお答えをいたします。

今年度より、公立保育所には、不審者が園内に侵入した際に、ボタン1つで警察署へ直接通

報ができる非常通報装置を設置し、その運用を開始しております。

また、10月にはこの装置を実際に活用し、南部警察署と合同で不審者対応訓練も実施しております。

議員ご質問の防犯カメラの設置についてですが、学校に比べ敷地も狭く、常に保育士が園児に目を配っている保育所においては、敷地内に不審者が侵入した段階で、非常通報装置により適切な対応をとることが十分可能であると考えます。

防犯カメラは、園の出入り口や園庭などに設置することで、不審者の徘徊を監視することができ、犯罪抑止効果があると思われますが、園児や保護者の出入りが多い保育所においては、設置場所やプライバシーに関する懸念もありますので、警察署と連携した非常通報装置の運用に加えて、侵入防止策として施錠の徹底、保育士による監視を強化することで防犯に努めていきたいと考えております。

次に、私立幼稚園への防犯設備設置についてですが、先ほど申しましたとおり、公立保育所では既に非常通報装置の設置を行い、防犯対策を進めておりますが、私立幼稚園においても同様の対策は非常に重要であると認識しております。

今後は、幼稚園の運営者の皆さまとも意見交換を行い、園児の安全確保を最優先課題として環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上、若林良一議員の再質問のお答えといたします。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

今の答弁で、保育所の子どもたちの監視をしながら、いざというときには緊急システムを利用するということで、話がありましたけれども、先ほどから私が言っているのは、抑止力、これはどこもそうなのですが、今度は町全体も本当はそういうような、今はこういう状況の中で、中部横断道も開通しております。最近は車の量、人の量、南部町も人の出入りが多くなってきており、そういった部分を見ながら、やはり保育園、小学校といったところでの抑止力を高めるためにも、お金がかかるわけではないですから、何回も言って失礼になるかもしれませんが、そういうところからいかないと、私はいけないのではないのかなと思っております。

本郷地区で一度、防犯カメラについて区の方に問い合わせたところ、若干名の方がちょっとそれはということで断念したようです。

南部署の生活安全課課長曰く、主幹課との話の中で、南部町はそういうところが遅れているのかもしれないので、私たちも協力しますので、そういう抑止力を高めて、犯罪を1つでも、2つでも少なくするような方向性にいてくれるといいなというところであります。町長、この点どうお考えですかお願いします。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

おっしゃるとおりです。繰り返しにはなりますが、財源の問題がありますから、それは順次必要などころからやっていくと、一挙にやるとなると大変でありますので。

それだけご理解いただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

以上で、若林良一議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時10分です。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時10分

○議長（木内秀樹君）

それでは休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、1番、芦澤潤一郎議員の質問を許します。

芦澤潤一郎議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは私から2問質問をさせていただきます。

まず1問目は、世代間の交流の取り組みについて質問をさせていただきます。

日ごろ関わりのない同じ地区の高齢者と子どもが交流することにより、地域の中で気軽にあいさつする関係になります。

あいさつ日本一の町を目指す南部町には必要なことです。

世代間の交流は人間関係の構築の場でもあります。

私は幼いころ、近所に住んでいる方にタケノコの探し方や正月飾りの作り方、飾り方、凧揚げの仕方や、キノコの探し方、春・秋の七草など多くのことを学び経験しました。そして今、教えてもらったことは自分の大事な力となっています。

子どもは高齢者と触れ合い、言葉を交わすことで、親からは得られないさまざまな知識や経験を得ることができます。それは、コミュニケーション能力の向上や多様な人と関わる経験につながります。

高齢者には、子どもと触れ合うことで、心身の健康や認知症の予防、高齢者の孤立防止の効果もあります。また、高齢者の経験を次世代につなぐ社会的なメリットもあります。

現在は、地域で暮らしている高齢者の方の自然な交流が減少していると思われます。こうしたことを考えると、世代間の交流は、地域社会における伝統や文化の継承にも活用できるものと考えます。

南部町における世代間交流について、町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

それでは、芦澤潤一郎議員のご質問にお答えをいたします。

町といたしましては、世代間交流の重要性を非常に重視しております。地域の高齢者と子ども

もたちが日常的に交流を持つことは、双方にとって非常に貴重な経験であり、その意義は多岐に渡ります。

子どもたちは、高齢者とのふれあいを通じて、家庭や学校では得られない多様な知識や経験を身につけることができます。

これにより、若い世代は幅広い視野を持ち、人間として成熟することが期待されます。

特に高齢者の知恵や経験から学ぶことで、歴史や伝統の大切さを理解し、自らのアイデンティティーの形成にもつながります。

一方で、高齢者にとっても子どもたちとの交流は心身の健康維持に寄与するとともに、認知症の予防や心の健康の向上、さらには孤独感の軽減に大きな効果があるとされており、これらが活気ある生活を送る一助になると考えられます。高齢者が生き生きとした生活を送ることは、地域全体の健康にもつながる重要な要素です。

このような世代間交流の推進により、地域全体が活気に満ち、相互に支え合う社会の実現を目指していきたいというふうに考えております。これらの活動を通じて、高齢者も子どもたちも共に成長し、地域社会の一体感を強化してまいります。

町としては、高齢者の持つ豊富な経験や知識を次世代に伝えることは、地域社会全体の発展にもつながってまいります。これらの経験や知識は、単なる個人の財産ではなく、地域全体の文化や歴史を支えるものであり、それを次世代に継承することは大変価値があります。

このような世代間交流を継続的に推進するために、他の自治体の先進的事例を取り入れるなど、南部町ならではの個性ある事業展開がどのように図っていけるのか、これから十分研究、検討してまいりたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

再質問の通告はありませんでしたが、何か発言はありますか。

芦澤議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

先の回答で、生涯学習課については理解をしました。再質問はありません。

私が質問したこの世代間交流については、学校教育課、子育て支援課、福祉保健課、そして今回、回答をいただいた生涯学習課の4課にまたがる課題だと思っております。

今回は生涯学習課に回答していただきましたが、次回は質問を絞って他の課に質問をしたいと思います。

世代間交流は地域交流に通じるものがあると思います。

以前は、町の体育祭では各地区、お年寄りから子どもまで参加して、多くの人が集まりました。

そこに地域のつながりがあったと思います。地域のつながりは、町のつながりにつながります。南部の火祭りでは投げ松明が復活し、大人から子どもまで参加し楽しんだと聞きます。

また、内船歌舞伎では小学生や中学生が参加し、文化の伝統をつないでいます。こうした交流の場をつくることが大事なことだと考えます。

また、小学校の3世代交流や社協で行う高齢者と幼児の季節の会など、さまざまな交流がありますが、ぜひともこれらは引き続き行っていただきたいと思います。

最後になりますが、南部町ならではの個性のある交流事業を4課が連携して推し進めていた

だくことをお願いしまして、私の最初の質問を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

1番、芦澤潤一郎議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

アルカディア文化館の今後のビジョンについてであります。

アルカディア文化館は平成9年に開館され、令和4年には多目的広場を整備し、まちのスポーツと文化の中心にあります。

2階の美術館には、近藤浩一路の作品を中心に多くのすばらしい収蔵品があり、個性的な企画展などを開催しています。近年は入館者も増加の傾向です。峡南地域において質の高い美術館だと思います。この美術館を含む文化館には豊富な文化の資源があり、この資源を最大限に活用することが大事であると考えます。現在、文化館は長寿命化の改修中であり、改修後にはより多くの人が訪れると思われます。また、1階は図書館として、幼児から高齢者に幅広く利用されています。

令和5年2月に著名な宮西達也氏を図書館名誉館長に迎え、本町の公式キャラクター「タケノコマン」が誕生しました。

このタケノコマンは、南部町の特産品のタケノコをイメージし、町を盛り上げる資源として期待するところです。

今後の文化館を多くの人に知っていただくには、そのビジョンを明確にするべきだと考えます。また、これから町内外にPRをするべきだと思うが、町の考えを伺います。

併せて、リニューアルオープン後の施設運営についてどのように行うのか伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

生涯学習課長の答弁を求めます。

遠藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（兼）公民館長（遠藤賢君）

芦澤潤一郎議員のご質問にお答えをいたします。

アルカディア文化館は、山梨県内でも珍しい図書館と美術館を併設する複合施設として、平成9年に開館いたしました。

現在は長寿命化のため施設改修工事を行っており、町民をはじめ利用者の皆さまには大変ご不便をおかけしております。しかし、来年2月にはいよいよリニューアルオープンを迎えます。

今後の文化館のビジョンについては、知ること、学ぶこと、深めることを重点に、町民一人一人が楽しく心落ち着く憩いの場となり、集うことができる居場所として、その存在を発揮してまいります。

特に、乳幼児から子育て世代、また大人の多くの方が触れること、聞くことなど、さまざまな感覚を使い、遊びと体験を行い、文化芸術に触れる出会いと交流の施設として運営してまいります。

1階図書館の視聴覚室には、宮西達也図書館名誉館長のイラストが描かれており、名誉館長

の絵本や公式キャラクター、「タケノコマン」のグッズなどをそろえ、宮西達也ナンダーランドとして活用し、文化館と町のイメージアップにつなげてまいります。

この部屋は、特に乳幼児から子育て世帯、また町内外のファンの方などにPRしてまいります。

2階の美術館には、光の水墨画家と称される近藤浩一路の絵を常設展示していますが、企画展においては、一つは町内の優れた芸術家の情報発信の場として、一つは隠れた才能あるアーティストを発掘し発信するために、一つは町が所有する町内の歴史的資料および個人所有資料の発信、一つは全国的な知名度を持つアーティストとの企画を仕掛けていきます。

作家が行うイベントは、まさに視覚・聴覚・触覚、場合によっては嗅覚も感じることもできるものを提供していきます。

ぜひとも主催するイベントには、子どもから大人まで多くの町民の方にご参加いただけるよう心がけます。

最後に、これらのPRや情報発信ですが、DX推進課および企画課と一体的かつ一元的にを行い、効率的で効果ある発信に努めてまいります。

特に、町の公式キャラクター、タケノコマンは、どの市町村のキャラクターや企業キャラクターよりも明るく輝き、とても素敵であります。このタケノコマンを活用したコラボ発信は町の力となります。

タケノコマンは、議員の皆さまのお力添えをいただきながら、これから日本中に、また世界中に羽ばたくキャラクターとして町を挙げ、発信してまいります。

○議長（木内秀樹君）

生涯学習課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

先ほどの説明でよく理解しました。宮西達也氏を図書館名誉館長に迎えたことは、本町においてとても名誉なことでもあります。また、有名な宮西氏のキャラクターを作成したことも大変な成果だと思います。今後は、町内外にタケノコマンを活用し、文化館をPRすることが必要だと思います。

文化館のイメージアップを図るためにも、タケノコマンに愛着を持っている子どもたちにPRをしていただきたいと思います。

町長は、タケノコマンのTシャツを着て歩いたことがあり、その反応をすでに体験しておると思います。子どもたちに1着ずつTシャツを配ったらどうですか。子どもたちは歩く広告塔となり、多くの人にPRができることでしょう。

ぜひとも予算をつけていただき、子どもたちに渡していただきたい。

町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

芦澤潤一郎議員の質問が終わりました。

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

どう答えましょう。実は、その前にアルカディアですけれども、アルカディアは図書館であ

り、各種イベントを行っています。実は私はまちづくりのときに、最初にやっぱりこの南部町はそういったものを大々的にやる、そういう町であるということを大いにアピールしました。

私は図書館に時々本を借りに行きます。ところが、図書館で借りる人たちが少なすぎます。せっかくいい蔵書がありますので、ぜひ皆さんにこれを活用していただきたい。

それから、タケノコマンのことですけれども、これ確かに私も着て歩きました。なおかつ自分の健康診断を受けたときにあえて着ていったところ、保健師さんたちから大変素敵だということで賛同を受けましたので、自信を持っています。全町民に配るといえるのか、子どもたちに配るといえるのか、非常にいい提案なのですが、これもまた先ほど言いましたように、元がかかりますので、財政課とも調整しながら、できる限りのことをしてあげたいと思っています。ちょっと様子を見させてください。

よろしいですか。

タケノコマンは面白いですよ。

隣の身延町では、昔から有名なこのぬいぐるみがありますけど、それに負けないと思います。「タケノコマン」プラス「ヒルダー」が出ますから、これは非常に好評を受けると思います。以上です。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

ぜひとも予算を付けていただいて、例えば10人でも、20人でもいいと思います。年代を決めて子どもたちに渡していただければ、その子どもたちが親御さんと一緒にどこかへ出かけて、多くの方に見ていただければ、またこちらに来る人も多くなると思います。

さまざまな形でこの公式キャラクターを使うことは、南部町を発信する上で大いに必要だと思います。

また、今後文化館に多くの人が訪れるようになれば、中のスペース等も考えるべきだとまた考えます。

文化館の中に楽しく心落ち着く場所、親と子どもが長く滞在できるようなカフェ的な場所をつくったらどうでしょうか。そうすれば、子育て世代のお母さんと子どもが、タケノコマンを介して、楽しい時間を過ごすことができると思います。

また、美術館では近藤浩一路の作品をメインに、さまざまな企画によって多くの人たちが来場されるでしょう。今後、タケノコマンを活用した文化館のPRは、南部町の交流人口を増やすことにつながります。

ホームページには、日本の中の山梨県、その中の小さな町、南部町に「タケノコマン」と「竹やぶの親分」、「ヒルダー」のイラストがあります。今後、DX等を活用し、大いにPRをしていただきたい。そして、多くの子どもたちにタケノコマンのTシャツを着ていただきたいと思っています。

以上、今後の文化館の活動を期待して、私の質問を終わりにします。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、芦澤潤一郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、6番、小泉昇一議員の質問を許します。

小泉昇一議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

通告をしましたように、増えている耕作地の放棄について、シェアサイクルの現在の状況について、2つの質問をここでしたいと思います。

農林水産省は、今年11月のはじめ、食料・農業・農村政策審議会を開催する中で、農村経営体数は、年々半減する方向を示しました。2030年には農地利用されない面積が今以上に拡大すると報告しています。

南部町もこの間、農地を適正にかつ生かすために補助金を捻出し、地産地消を含め農業経営を補っていますが、町内に約394ヘクタールある農地面積の一部は耕作放棄地として雑草がはびこり、被害をもたらす獣の住処となっています。

町の主産業として、お茶栽培を半世紀以上前から積極的に奨励してきましたが、今の状況は担い手不足と日常生活でのお茶をあまり飲まない、親しまない生活もあり、生産しても経営が難しいことから、茶株は抜き取られ、手間をかけられず、ヤブ化しています。

耕作放棄地にさせないためにも、農地、人、技術について行政と住民で議論を重ね、南部町にふさわしい地域計画をもって、南部町の地形環境に適した作物栽培を行うための発送を展開していく時だと思います。

耕作放棄地をなくし、それを克服するためには、新たな農地の受け手、継続・継承する町民を求め、主産業である茶畑の維持と管理・栽培育成、さらには消費者が求めているオーガニック野菜栽培方法の指導講習会などを案内し、町の特産物として販売、さらに経営につながる果樹を模索し、奨励することを今こそすべきだと私は考えます。

産業振興課長、町長の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

小泉議員のご質問にお答えいたします。

本町の耕作放棄地の現状は、農業委員会による利用状況調査の結果、全体農地面積約340ヘクタールで、うち約185ヘクタールが耕作放棄地となっております。残念なことに、毎年5ヘクタール程度、耕作放棄地が新たに発生しております。

例年、8月から9月にかけて、農業委員による農地パトロールを実施し、新たな耕作放棄地と思われる農地の所有者に対してアンケート調査を行っていますが、所有者の今後の農地利用の意向確認により、「売りたい」「貸したい」との希望があった農地については、データベースに蓄積し、あっせん活動に活用しておりますが、賃貸借や売買契約に至るケースは依然少ないのが現状です。

耕作放棄地が増加する主な要因は、耕作する人が不足していることです。本町で農業だけで生活を維持してきた農家はごくわずかであり、ほとんどが自家消費のための耕作者です。担い手不足と高齢化、土地持ち非農家の増加、傾斜地や湿地など農地条件の悪さも大きな要因になっています。

耕作放棄地対策は本町農政の重要課題であり、複合的な施策を通じて荒廃の抑制に努めております。主な施策としては、山梨県農地中間管理機構や町の農業委員会を中心に、農地の賃貸借や売買契約を推進しております。

しかしながら、荒廃農地は山林化した筆を除いて数千筆あり、一斉に対応することは極めて困難であり、農業委員や近隣住民からの情報提供を基に、所有者および現地を確認し、農業委員会が文書により適正管理を依頼しているところです。

これに加え、中山間地域直接支払交付金制度、中山間地域総合整備事業、農道水路改良事業、鳥獣被害対策事業、そして本年度より開始した奨励作物栽培支援事業など、さまざまな事業を取り入れて耕作放棄地の解消に取り組んでおりますので、これらの事業は継続的に今後も取り組んでまいりたいと考えます。

また、議員のおっしゃるとおり、地域計画の策定は重要なことだと考えておりますが、本町では町全体でなく集落や地域ごとに耕作放棄地の問題や人と農地の課題を把握し、地域の農業の現状を地図化するとともに、農地所有者の将来の意向を確認し、その結果を基に地域ごとに話し合いを行うことで、人と農地プランを作成し、集落ごとの地域計画の策定をすることが重要であると考えております。

そのためには、新たな地域特産物の生産拡大を目指しながら、既存の農地や住宅地、現在耕作中の農地周辺地域から取り組みを開始しなければなりません。

一方、耕作放棄地の解消に向けては、新たな農地の受け手や継続・継承を担う町民の募集、農作業受託組織づくりをすることが必要です。

これに加え、県、農協、経営体の協力を得ながら、主要産業である茶畑の維持・管理・栽培育成に取り組むとともに、有機野菜の栽培方法に関する営農指導講習会を定期的に開催し、町の特産物野菜としての販売や、町の温暖な気候と地形に適した果樹を選定し、栽培を奨励してまいります。

これにより、耕作放棄地の増加に歯止めをかけ、農産物の生産向上に努めてまいります。

そして、町が最も力を入れなければならないことは、若い世代に農業の楽しさや素晴らしさ、収穫の喜びを感じていただけるような取り組みを全力で進めることだと考えております。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

ただいま産業振興課長から、極めて前向きな回答をいただきましたが、町民、私を含めて町民が求めているのは、やはり町民が期待するような施策を提案したら、それをいかに実行していくことかを町民に周知させることだと思っております。答弁の中にありました傾斜地や湿地と農地条件が非常に悪いとありますが、その条件に適した作物栽培など、具体的に奨励することを産業課は考えているのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

再質問にお答えします。

農地条件が悪い地域に適した作物の栽培については、鳥獣害に強い作物や地域の気候や土壌条件に適したもの、傾斜地や湿地に適した作物、採算性を重視した作物といった全ての条件を満たす作物を選定することは極めて困難であろうと考えます。

しかし、農業改良普及員との話題の中では、薬草栽培や畑としてキクイモやショウガなどが比較的適しているのではないかと話しております。

その中でもキクイモは特に条件が悪い地域でも栽培しやすい作物として今注目されています。キクイモの特性を申し上げますと、1つ目として強い生命力と耐性。キクイモは、乾燥や高温、低温などの厳しい環境に耐え、害虫にも強いいため、農薬使用を最低限に抑えつつ栽培が可能です。

2つ目として、多彩な農地条件への適応。キクイモは、砂地や湿地、傾斜地などのさまざまな土壌条件に適応し、放置されがちな農地の有効活用に適しています。

3つ目として、高い採算性。キクイモは健康食品として需要が高く、加工品として販売することで収益性を高めることができます。

4つ目として、鳥獣害に対する耐性。キクイモは、地中に塊茎を形成するため、鳥獣害に強い特性があります。

いずれにしても、具体的に農地条件が悪い地域に適した作物であると断定的な判断はできませんが、県、農協、町内の生産者と協議しながら、奨励作物の1つとして取り組みを検討する価値はあると考えております。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

ただいま、キクイモの奨励をご案内していただきましたが、私も糖尿病がありますので、キクイモ栽培をしていました。それにはまず歴史を調べるということで、キクイモは北米大陸からアリューシャン列島を渡り、日本に渡来したものだと言われております。

キクイモを含めて南巨摩地域の切石まではレモン栽培を可能だということを専門家が言っております。ぜひ、レモン栽培も含めたご案内を、町民にJ Aと協力し合いながら進めていただきたいと思います。

耕作放棄地の解消に向け、冒頭説明がありました農地の受け手や継続・継承を担う住民の募集、農業受託組織体制の大切さと重要性、そのビジョンとして、回答にありました人と農地プランの作成を具体的に推し進めるとしておりますが、実際の考え方、それに向けてのプロセスを含めた答弁をここでお聞きしたいと思います。

お願いします。

○議長（木内秀樹君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

再質問にお答えします。

2つ目の耕作放棄地の解消に向け、農地の受け手や継続・継承を担う住民の募集、農業受託組織体制確立のためのビジョンとプロセスについてのご質問であります。先ほどお答えいたしましたとおり、耕作放棄地の解消は地域ごとの小規模単位で進めることを基本方針といたします。また、受託組織づくりも併せて進めてまいります。

まず、現状の把握と課題の明確化をするために、アンケート調査等を通じてデータを収集し、地図化することで、具体的な対策の検討につながるものと考えております。

これをもとに、高齢化や担い手不足などの課題について、地域の皆さんと話し合いを重ねながら進めてまいります。

また、耕作放棄地解消に向けた取り組みは、既存の農地や住宅地、そして現在耕作中の農地周辺地域からの開始、新たな地域特産物の生産拡大も視野に入れながら取り組んでまいります。

将来的には、小規模単位の取り組みを基礎として、町全体への組織体制を構築していきたいと考えております。

その中で、地域代表、県、JA、農業委員会、経営体等が連携しながら体制を整え、農地の受け手や継続・継承を担う住民、または農地受託作業員を募集し、取り組みを進めていきたいと考えております。さらに、先進地の取り組み事例を参考にし、本町に適した形での取り組みを進めてまいります。

町のビジョンを完遂させることは相当な困難が伴うと思われませんが、計画を着実に進めると、全ての関係者が一体となって耕作放棄地の解消に着実に取り組み、地域の振興と持続可能な農業の実現を目指してまいりたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長、お願いします。

○町長（佐野和広君）

耕作放棄地、大変な問題だと思います。

産業振興課のほうで色々取り組んでいるのですが、なかなかそれが進展しないのが現状です。ですが、悪いことばかりではありません。

一つ取り上げますと、ふるさと納税をご覧になっていただくと分かるのですが、新たに、昨年までやったとうもろこしが、ふるさと納税の一角を占めました。それから、プレミアムティー、甲斐のきらめきがありましたね。あの2つも、今の久保副知事が本当に力を入れてくれて、新たなアイテムとして載せることができました。

ですので、徐々にではありますが、それが浸透し始めていくのではないかという思いがしております。しっかりと意見を聞きながら、対策を練っていききたいと思っています。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

次に、2番目の質問を求めます。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

2番目の質問は、富沢地区道の駅となんぶの湯に設置されておりますシェアサイクルの利用状況について質問します。

1年前に県の施策の中で、峡南地域のそれぞれの町にシェアサイクルが設置されました。大変にありがたいことだと思います。

そこで、南部町に訪れた方の利用状況や私たちの町にふさわしい案内をしているのかについて、今まで興味関心を持ってきましたが、中部自動車横断道の影響もあって、訪れる人も多いと思います。自動車と比べてスピードが出ない代わりに、ゆっくりとわが町の四季を感じる事が出来ます。町のもてなしは庁舎内のポスターにも掲出されて、町民の目に留まります。

町のホームページの案内の中からも、「目で肌で匂いで南部町の自然に包まれる」というキャッチコピーに感じるものはありますが、いま一押し足りないものは何かを求めます。

今後の案内サービスのためにも、多くの集客対応に応えるためにも、今後の対応策と併せて利用状況を伺います。

○議長（木内秀樹君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

それでは、シェアサイクルの状況についてのご質問にお答えします。

峡南地域シェアサイクル事業は、峡南5町と山梨県で実施する峡南地域観光振興事業として、峡南地域の周遊観光を促進する目的で、令和5年度から事業がスタートいたしました。

シェアステーションは峡南5町に10カ所あり、本町においては「なんぶの湯」と「道の駅とみざわ」に設置されております。

利用者は専用アプリをダウンロードし、申し込みから決済までを行うことで、いつでも利用することが可能となっております。

シェアサイクル事業の案内については、町ホームページや富士川地域観光振興協議会のポータルサイト「FURARI FUKUOKAWA」で、町内観光案内やサイクリングコースの紹介など、シェアリングの申し込みがスムーズにできるようになっています。

シェアサイクルの利用状況につきましては、峡南エリアをモデルとしたアニメとのタイアップ企画で、昨年度は月40台以上の利用があり、本町のステーションが上位の利用回数となることもありましたが、ここ数カ月は10台程度にとどまっております。他町も同様に減少傾向にあり、中山間地域での周遊観光事業の難しさに直面しているところであります。

また、当初2次交通として利便性を図る目的もありましたが、マイカー利用が大半を占める峡南地域において、シェアサイクルを生活に取り込むことは非常に難しいと感じております。

その一方で、本町でしか味わえない四季を感じられる花や溪流美などの豊かな自然を生かしたスロートラベルの提案、特産品や伝統・文化・スポーツに関するイベントの貸し出し、中部横断自動車道沿線の大型施設開業などの動きに合わせて誘客を図るなど、シェアサイクルならではの魅力を盛り込んだ企画ができないか検討しております。

今後も山梨県と峡南5町での積極的な取り組みとPRを重ねながら、南部町にメリットのあ

る事業が展開できるよう努めてまいります。

また、今後のシェアサイクルの方向性に合わせ、町内の観光案内板の設置についても、関係各課との調整をしながら、随時管理更新を行うと同時に、町ホームページやSNS、観光施設のSNSなどとリンクをさせながら、効果的な情報発信に努めてまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

せっかくのシェアサイクル事業です。利用したい、また利用したくなるような、現状以外のシェアステーションの設置場所を考えていますか。利用状況の改善には、設置する場所がまず大切だと思います。

内船駅、十島駅に変更することで利用状況は変わってくると思いますし、自家用車で町を訪れる方よりもむしろ列車などで町に来る人への案内のほうが、幅広い利用が望まれると思っております。いかがでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

産業振興課長の答弁を求めます。

佐野産業振興課長。

○産業振興課長（併）農業委員会事務局長（佐野郁夫君）

現状以外にシェアステーションを設置することを考えているかというご質問ですが、先ほども答弁いたしましたとおり、峡南地域のシェアサイクル事業は、峡南5町と山梨県が共同で実施する峡南観光振興事業の一環として、富士川地域観光振興協議会が管理上の観点から設置場所を決定した経緯があります。そのため、現段階では設置場所の変更や増設は考えておりません。しかし、今後、インバウンド需要の増加など、峡南地域を訪れる方の動向に変化が見られる場合には、シェアサイクルの方向性について振興協議会で協議することが必要だと考えております。

地域の豊かな自然を生かした観光振興、あるいは伝統・文化・スポーツに関連する利用を促進するためにも、なんぶの湯、道の駅なんぶ、道の駅とみざわ、山水徳間の里などの町内の観光スポットエリアでの利用、またさまざまなイベントの際には期間限定で設置場所を変更することなども検討してまいります。

○議長（木内秀樹君）

産業振興課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、小泉昇一議員。

○6番議員（小泉昇一君）

課長の答弁にありましたように、さまざまなイベント、そして四季の美しさ、それに併せたステーションの移動を考えているということですが、ぜひそのことを期待して私の質問を終わっていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

以上で、小泉昇一議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

再開は午後1時からとなりますので、よろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、望月憲之議員の質問を許します。

望月憲之議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、私のほうから、地域包括ケアシステムの構築と運用についてお伺いをいたします。

2024年現在、日本の高齢化率は約29.1%、総人口の3人に1人が65歳以上であります。将来の予測では、2065年には高齢化率が38.4%に達し、日本全体では約2.6人に1人が65歳以上になります。

高齢化率が7%以上であると高齢化社会、14%以上であると高齢社会、そして21%以上であると超高齢社会としております。29%を超える日本は超高齢化社会に入っていると言えると思います。

それでは、南部町はどうか。南部町の住民基本台帳に基づく2024年1月1日現在の総人口は6,920人、そのうち65歳以上の高齢者は44.9%を占めております。実に人口の2.3人に1人が65歳以上、4.4人に1人が75歳以上であります。

65歳以上の高齢者と生産年齢人口と言われている15歳から64歳の比率、これが1対1.1となっております。つまり、若者ないし壮年または中年の1.1人が1人の高齢者を支える社会。こういう社会になっていて、今後さらに進むと思われます。全国平均では2.1人に1人の割合です。いかに南部町の高齢者比率が高いことが理解することができます。

各地の過疎型高齢化地域と言われているところでは、民間事業者の撤退により、買い物や移動といった日常生活に不可欠なサービスの利用が困難となっているだけではなく、自治会や町内会などの地縁団体の希薄化により、声かけや見守りなどの高齢者支援が難しくなっております。南部町でも身近にあったお店がなくなり、買い物に不便を感じている地域があります。

今後増加する一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、あるいは認知症の高齢者医療ニーズを抱えて生活する方への支援、要介護者のサービスの確保、家族の介護負担の軽減など、さまざまな課題が浮上しております。さらに、近年の自然災害の多発や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、こうした対応も新たな課題となっております。

全国では、後継者不足による小売店の休廃業、公共交通機関の減便、医療介護サービスの縮小により、高齢者の日常生活に大きな支障が生じており、一人暮らしや夫婦2人だけの世帯にとって生活環境は厳しさを増しております。

高齢者が住みなれた南部町で最期まで穏やかに暮らしていけるために、地域の支援、福祉介護医療との連携などが一体的に提供される仕組みづくりが必要であり、町の総合計画では南部町地域包括ケアシステムの構築と運用を図るとしてはいますが、このシステムの現状は現在どのようなになっているのか、また、運用していく上で課題と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、望月憲之議員のご質問にお答えをさせていただきます。

南部町においては、平成26年に整備された法律によって、高齢者が要介護状態になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるようにと、地域と一体となった地域包括ケアシステムの構築に取り組んできました。

地域包括ケアシステムの構築には、地域の方々、民生児童委員、医療機関、介護施設、介護支援専門員、社会福祉協議会など関係機関との協力連携が必要不可欠であることから、福祉保健課に設置されております地域包括支援センターが包括的な支援事業を一体的に推進するための中核機関となって、高齢者の尊厳の保持と自立支援を目的とし、さまざまなサービスを提供できる仕組みづくりに取り組んできました。

生活支援では、一般住民、民生児童委員、医師、歯科医師、警察署員、消防署員、主任介護支援専門員、介護施設職員、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターなどの多職種から構成された「地域ケア会議」を開催し、地域課題の把握から始め、「ちよつくりボランティア事業」や各地域の福祉推進員の協力による「緊急連絡票の運用」、地域の協力員による住民主体の「集いの場」での活動が新たな事業として始まっております。

医療と介護の連携においては、峡南5町において飯富病院長をセンター長とする「峡南在宅医療支援センター」に業務委託し、在宅医療と介護を一体的に提供し、高齢者が地域において自立した生活を営むことができるよう取り組んでおります。

南部町独自の取り組みといたしましては、南部診療所の市川医師が代表を務め、多職種協同による「南部町ここにいってえなあほ一する会」を開催し、南部町の在宅医療、介護に関わるスタッフを対象とした顔の見える関係づくり、関係者間の連携促進を目的にした勉強会や情報交換会を開催し、医療、介護スタッフの質の向上に努めております。

また、介護予防では、地域支援事業として、介護度が要支援の方と基本チェックリストによって対象となった方が要支援、要介護状態になることを予防するための通所施設、万沢ふれあいセンター、睦合ふれあいセンターを開設し、多くの皆さまにご利用をいただいているところであります。

地域包括ケアシステムの運用をしていく上での課題につきましては、自助、互助、共助、公助と4つの助の力を連携させ、さまざまな生活課題を解決していくことが求められている昨今、高齢化や核家族化、価値観やライフスタイルの多様化によって地域社会が果たしてきた支え合い、助け合いの低下が懸念されるところであります。しかしながら、高齢者を2つの側面から捉え支援を受ける側の高齢者を比較的元気で体も動く高齢者に支援していただくなど、現役世

代も含めた地域での担い手の育成に向けた支援体制を構築していく必要があると考えております。

これからの取り組みといたしましては、令和6年4月から3カ年計画で「南部町高齢者保健福祉計画」と「第9期南部町介護保険事業計画」を一体的に策定しました。この計画は、高齢者を取り巻く状況変化を踏まえ、南部町地域包括ケアシステムのさらなる深化、推進と高齢者福祉施策の効率的、効果的な運営を図るための計画であります。南部町の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営むことができるように、これからも地域包括支援センターがその中核的な役割を担い、地域の方々や関係機関との顔の見える関係づくり、連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

課長の答弁にありましたように、南部町においては、地域包括ケアシステム構築のために地域包括支援センター、それが中核的な役割を担い、高齢者の方が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、さまざまなサービスを提供できる仕組みづくりに取り組んでいただいております。

また、生活の支援では、多くの人で構成された地域ケア会議において地域課題を把握し、新たな事業展開も始まっているということでもあります。

しかしながら、少子高齢化により地域コミュニティが担ってきた生活支援の中で大切な互助の機能、これが低下してきているのではないのでしょうか。

今まで自然に行ってきた近所からの声かけ、見守り、あるいはごみ出しのお手伝い、また買い物するときに同乗して買い物に行く、こういった近隣同士による高齢者支援が持続困難になる可能性が今後あります。

買い物や移動、住まいおよび自立した日常生活の支援が包括的に確保されるためには、自治体だけで対応することは難しく、民間企業によるソーシャルビジネス、あるいは地域住民によりますコミュニティビジネスなども検討し、育成していくことも必要ではないのでしょうか。

町の考え方を伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月憲之議員の再質問にお答えをさせていただきます。

望月議員には、少子高齢化に伴い地域コミュニティによる互助の機能が低下している現状を踏まえ、地域包括ケアシステムの深化、推進において、持続可能な高齢者支援をいかに確保するかという重要な課題に対する考えを共有いただけていると認識をさせていただきました。

現代社会において、地域住民による自然な声かけや見守り、ごみ出し、買い物支援など、日常生活に密着した生活支援活動は持続していくことが難しくなりつつあります。

このようなことから、町の地域包括支援センターには常に新しい仕組みを模索し、導入していくことが求められております。

具体的には、多職種から構成された地域ケア会議を通じて、地域の課題を持続的に把握し、効果的な解決策を講じていくことが重要であると考えております。

その一環として、「ちょっくりボランティア事業」、「緊急連絡票の運用」、「集いの場」のような、新たな取り組みが始まっております。

しかし、議員ご指摘のとおり、町だけで現状に即した事業を展開し続けることは今後難しくなってくることが想定されますので、民間企業や地域住民の皆さまのお力をこれまで以上にお借りして、高齢者の生活を支えていく仕組みをさらに充実したものにしていけることが重要であると感じております。

これまでも、福祉タクシー事業や配食サービス事業、緊急通報システム、万沢公民館での出張販売、高齢者が多く住む地域への行商販売など、多くの民間や個人事業者の皆さまによる地域が抱える課題を解決するための事業活動が展開されてきました。

町といたしましては、これまでの活動に携わっていただいている事業者の皆さまや、ボランティア活動に参加いただいている地域住民の皆さまとの連携をこれまで以上に強固なものにしていき、民間企業によるソーシャルビジネスや地域住民によるコミュニティビジネスを展開していただける新たな民間個人事業者や、地域住民の皆さまとの連携や育成支援などにも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

しかし、これらの事業活動を新たに展開していただける民間事業者などの社会資源が町内には少ないといった課題もあります。

この課題につきましては、福祉保健課が抱える福祉分野だけにとどまらず、町全体の課題としてとらえ、役場内の関係各課が横断的に連携し、町外からの誘致などを含め検討する必要があると感じております。

町では今後、高齢者のみならず、障害をお持ちの方や子育て世代の方々を含め、町、民間企業、地域住民の3者が連携して全庁体制で支える仕組みづくりが必要になってくると感じております。日ごろからボランティア活動にご参加いただいている町議会議員の皆さま、それから本日もたくさん大勢見えていただいておりますが、町の各種関係団体の皆さま、地域住民の皆さま、これからボランティア活動にご参加したいと思っている住民の皆さまには、地域が抱えている課題解決に向けて向けた取り組みに対し、町と一緒に考えていただき、取り組んでいただけるよう切にお願いを申し上げます。

以上で、望月憲之議員の再質問のお答えとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

今、課長から、地域の抱える課題については、自治体だけではなく、地域の住民、あるいは企業、こうしたところで横断的に、一体的にやっていかなければいけないというお話がありました。

ぜひ、困っている課題、こんな課題が町にはあって、こういうことで困っていますよとか、そういった情報発信をしっかりといただいて、協力できる人たちを多く募っていく、こういったことが大切ではないかなと思います。

そして、包括的なケアシステムの構築の実現には、継続的な医療とともに、日常生活を支える介護の両方が同時に必要となるケースが増加してくると思います。

医療と介護の連携が必要であり、高齢化社会においてますますこのことは重要性を増してくると思います。

しかしながら、その連携を維持していくためには、頼りにしている身近なかかりつけ医や、介護職員が不足するなど、課題は多いと思います。

峡南南部医療連携というものが始まりましたけれど、この中で医療従事者あるいは介護従事者の確保についてどのように考えているのか、また、その医療連携がどんな形で進んでいるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

答弁を求めます。

健康管理センター所長、お願いします。

○健康管理センター所長（大倉直也君）

ただいまの望月憲之議員の質問にお答えしたいと思います。

峡南南部医療連携につきましては、昨年6月、12月の議会におきまして、当時の状況について説明をいたしました。

今年度につきましては、まだ十分な説明に至っておらず、これにつきましては、この12月13日の議会終了後に皆さまに説明する予定ではありましたが、今回このような質問を受けまして、お答えする機会をいただきましたので、簡単ではありますが、現状について説明をさせていただきます。

今年度は、6月に「地域医療連携推進みなみやまなし」が発足いたしまして、これは県内初の医療連携推進法人となります。今年度のこの「みなみやまなし」の主な事業の一つといたしましては、峡南南部地域における各医療機関の役割分担を示す再編成業務をPWC合同コンサルティングに委託し、再編成について検討を重ねていくこととなっております。その中間報告が11月に示されましたので、主だったことを、今回、説明をしたいと思います。

飯富病院、身延山病院、南部診療所、万沢診療所の経営統合の目標時期を令和9年4月といたします。

一つ、南部町・身延町・早川町、3町で構成する一部事務組合を設置し、指定管理者制度を導入いたします。これにつきましては、公設民営の形をとりたいと思います。

そして、南部診療所にかかわることですが、南部診療所、万沢診療所は現時点でも医療職の人数が限られているため、令和9年4月以降におきましても、今の診療体制を含めまして、職員等も含めまして、現状を維持するという形で中間報告がなされました。

これにつきましては、あくまでも中間報告という形なので、年度末の最終報告まで各医療機関等で、またいろいろ協議を重ね、最終報告とするようになっております。

一応そういった形を踏まえて、最終報告が出た時点で、また議会の皆さま、また住民の皆さまには丁寧な説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、簡単ではありますが、説明いたします。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

今の補足をいたします。この峡南地域というのは非常に高齢者が多く、人口も減少しております。われわれが生活する中で一番大事なのは、その地域の医療がどうなるか、それが考えられた中で、県で峡南医療連携システムみなみやまなしを立ち上げました。今の南部町は順調にきております。診療所が2つあって、大きな病気があれば他町に行くという。ですが、それがなかなか大変な時代となっていくと思います。と言いますのは、今は市川先生を中心に身延山病院から医師を派遣していただいています。ところが、今後はそれも難しくなっていくと思います。これは例えば身延山病院と、それから飯富病院というのは経営母体が違います。ですので、そのすり合わせをどうするか。そこで県の医務課等を交えながら一生懸命やっているところでありますので、今の中間報告というのはその程度だと思います。

今後、詳細な部分が進んでいきましたら、皆さんの前にお答えをして、そして住民の方にもしっかりと説明させていただきます。

市川三郷町では、市川病院と、それから鯉沢病院、片方は心療内科で、片方は入院患者という、ああいった連携の形をとりませんと、なかなかこの地域で医療はやっていけません。おそらく、みなみやまなしの構想も、そういった形になると思います。

われわれ南部町とすれば、しっかりと南部町としての意見は言いながら、一番問題になるのは、現在、南部町には南部診療所と万沢診療所がありますけども、どちらかを減らすわけにはいきませんので、運用をどうしていくのか、簡単にはいきませんが、しっかりと対応します。

一番頭の痛い会議ではあります。毎回6時から始まって8時半までの、先生を交えての話ですから、しっかりとやっていきますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

これで1番目の質問を終了いたします。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

医療と介護というのは住民にとって大切なことですので、難しい問題が多数あると思いますけれども、ぜひ頑張ってください、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

では、1問目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

2つ目は、高齢者の新型コロナウイルス感染症対策についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策が個人の判断に委ねられるようになり、公共機関や行事においてマスクをする人も減ってきております。コロナ感染症に対する社会全体の関心が薄れつつあるというのが現状ではないでしょうか。しかしながら、高齢者や基礎疾患がある人にとって

は、新型コロナウイルスに感染した場合、軽症であったとしても合併症になり、重症化し、死亡に至るケースもあります。

政府は2023年5月に、流行に伴う重症化リスクの低下を理由に新型コロナ感染症を5類に引き下げましたが、その後1年間で3万2,576人の死亡が明らかになっております。

デイサービス等の高齢者施設にとっては、クラスターを出さないためにも厳しい対策をとる必要があり、職員の皆さまにとっては気の抜けない感染予防が続いていると思います。

新型コロナウイルスもオミクロン株から派生し、免疫をすり抜ける力の強いウイルスに変異し、感染拡大が危惧されるところであります。人が多く集まる行事等も今後あると思います。高齢者の新型コロナウイルス感染症対策と公的行事等での感染対策についてお伺いをいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月憲之議員のご質問にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスについては、町では感染症拡大当初より、国のガイドラインに沿って、行事の自粛や注意喚起、大規模会場での集団ワクチン接種等の対策を実施してきました。昨年5月にインフルエンザ同様の5類感染症に移行し、対策の主体が社会全体から個人の判断に委ねられるようになりましたが、議員ご指摘のとおり、高齢者や基礎疾患を有する方にとっては依然として大きな脅威であると感じております。

町では引き続き、住民の皆さまへ注意喚起のためのFM告知端末による感染症対策放送の継続、公的行事におけるマスク着用、アルコールによる手指消毒の推奨などの対策を今後も実施してまいりたいと考えております。

ワクチン接種につきましては、2024年4月1日から定期接種B類疾病に位置づけられ、65歳以上の方および60歳から64歳で心臓、腎臓または呼吸器の機能に障害があり、身の回りの生活が極度に制限される方等を対象に、今秋10月から定期接種として1回の接種が受けられるようになっております。すでに町内外の医療機関において、接種を希望された対象者の方々への接種が開始されているところであります。

今回、1回の接種に対しまして、国の補助8,300円に加え、町が3,500円の補助を行い、本人負担を3,500円程度としております。補助対象の接種期間は、2024年10月1日から2025年3月31日となっており、接種を希望される対象者の方々の負担軽減を図っているところであります。

高齢者施設における新型コロナウイルス感染対策につきましては、5類感染症への移行後も、国、県ホームページで基本的な対策について情報を提供し、感染対策の徹底を継続していただいているところであります。

また、県外施設への入所者がコロナワクチン接種を希望した場合、町が事業所や医療機関と個別に委託契約を締結することで、速やかにワクチン接種が受けられるよう、事務的な環境整備を随時整えているところであります。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

新型コロナウイルスの対策について、町のほうでは国のガイドラインに沿って取り組んでいまして、行事の自粛あるいは注意喚起、集団ワクチンの接種等の対策を実施しているという話がありました。

特にワクチンの接種では、国の補助金にプラスして、町で3,500円の負担をしてワクチン接種を呼びかけていることについて理解できました。

また、高齢者福祉施設における新型コロナウイルスの感染対策につきましても、国や県からの情報提供により対応しているので、職員の皆さん、十分注意し、対策を行っているのではないかと思います。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、ここ数年、夏と冬に流行のピークを迎えています。特にオミクロン株の変異株は感染力が強いこと、国民全体でのワクチン接種から時間が空いていることもあり、この冬の一定の感染拡大も見込まれるのではないのでしょうか。

町長の話にございましたように、インフルエンザの流行も始まっています。特に高齢者福祉施設においては、インフルエンザと新型コロナウイルスの同時感染が懸念され、同時感染を起こすと重症化しやすい傾向にあることが分かっております。

このことについての対策は検討しているのか。また、町として高齢者以外の重症化リスクの高い方、先ほど言いましたが、基礎疾患を有する方、あるいは妊婦の方、小学生以下の子どもと保護者の方へのインフルエンザと新型コロナウイルス感染対策についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

望月憲之議員の質問が終わりました。

福祉保健課長の答弁を求めます。

近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

望月憲之議員の再質問にお答えをさせていただきます。

高齢者福祉施設における新型コロナウイルスの感染対策につきましては、先ほどの答弁でも少し触れさせていただきましたが、厚生労働省から出されている感染対策マニュアルを基本とし、介護現場における感染対策の手引きに沿って、各施設それぞれにおいて実施をしているところであります。

議員ご指摘のとおり、インフルエンザと新型コロナの同時流行、同時感染も可能性を排除することは難しく、もしそのような事態になれば、重症化するリスクも当然ながらあると思います。このような観点から、高齢者福祉施設へ入所されている方々につきましては、施設側からの呼びかけもあって、インフルエンザと新型コロナの予防接種率が高いという状況があります。

福祉保健課におきましても、今後さらに接種の機会を拡大できるよう、高齢者福祉施設や入所者家族からの問い合わせには適切に対応し、町と未契約の施設や医療機関である場合には随時契約を進め、かかりつけ医によるスムーズな接種の実施に協力してまいりたいと考えており

ます。

次に、高齢者以外の方々への感染症対策であります。基本的には国の示すガイドラインに沿った形での対策となります。

予防接種につきましても、町のホームページにおいて任意接種で接種を受けることができる旨をご案内させていただいております。

15歳以下の子どものインフルエンザ予防接種につきましては、一部助成をしておりますが、その他のの方々につきましては、現状、全額自己負担で任意の接種ということになります。

今、有効とされる具体的な予防措置がワクチンのみという現状があります。国はこれを定期接種という枠でインフルエンザ新型コロナワクチンの接種を高齢者に推奨をしております。町におきましては、これを受けまして、予防接種法に規定された定期接種となるため、町が実施主体となり、対象者に接種の機会を確実に提供できる体制を構築させていただいたところであります。

一方で、任意接種という枠の接種につきましては、予防接種法には規定はなく、あくまでも個人や保護者が必要に応じて判断していただくという考え方であります。いずれにしましても、町としてできる基本的な感染対策ということで、FM告知端末による感染症予防の周知、県のコロナ感染症相談窓口の案内や、感染した際の救急ダイヤル、＃7119の啓発、重症化時の対応といたしまして、救急医療体制の拡充として、峡南地域における夜間休日当番医制度の運営と、新たな事業として県救急医療事業推進委員会に加入し、県と県内27市町村の共同事業で、令和6年5月より山梨大学医学部附属病院内に救急医療センターを立ち上げ、運営を開始したところであります。

町といたしましては、今後、引き続きの感染拡大防止に努めつつ、新たな新興感染症の発生にも備え取り組んでいきますが、県とともにこういった事業を展開してまいりたいと考えております。

以上、望月憲之議員の再質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

質問ではありませんけれども、コロナ感染症とインフルエンザ、今年は2つの感染症に加えて、マイコプラズマ肺炎というのも最近流行っているということでもあります。過去最多の水準で流行しているという話が出ております。特に年末年始にかけて懸念されるのが、この3つの感染症が同時に流行するトリプルデミックであります。

共通点は、感染直後の発熱と咳の症状であり、年末にかけて感染者が増える恐れがあるということで、専門家は予防を呼びかけております。

先ほど、課長の話にありましたように、十分その予防に関しての周知も図っているというお話がございましたので、ぜひ高齢者施設、保育園、学校、こういったところへの注意喚起を引き続きお願いをして、私の質問は終了させていただきます。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月憲之議員の一般質問を終了いたします。

次に、3番、望月小五郎議員の質問を許します。

望月小五郎議員の質問は2問あります。

まず1番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

それでは質問させていただきます。

選挙戦などを通じ、多くの町民の皆さまの率直なご意見をお伺いすることができました。

何といても、日常生活での不便な点や、改善箇所などの要望に関するご意見が大半でしたが、一方で人口減少高齢化に起因する地域の衰退、耕作放棄地などさまざまな問題が発生している町の現状を非常に危惧されている町民の皆さまもいました。

町では、本年度から10年間の第3次総合計画を策定中ですが、どこに重点を置いて町の未来を考えているのか、これから質問させていただきたいと思います。

少子高齢化・人口減少に起因する1次産業や小売商店の衰退、住環境の悪化など、さまざまな問題が町の未来に大きく影を落としています。

1期目の4年間で、町づくりの現状と成長戦略について、1次産業への積極的な支援、町の特産品特産品生産拡大、荒廃農地整備事業などについて、質問・提案などをさせていただきましたが、現状は非常に厳しい状況と実感しています。

人口減少に伴い、JAや商工会が縮小し、町の活力が失われ、悪循環を招き、町の施策が反映しにくくなっているのも現状だと思っています。

町をにぎやかにする現実的な対策として、9月定例会一般質問でも提案しました「地域おこし協力隊」の活用、行政が空き家対策に積極的に介入し、農地と併せた移住や週末田舎暮らしへの誘いをネットやアンテナショップなどを使い積極的に展開し、南部町を売り込んでいくことが現実的ではないでしょうか。人口減少が進んでも、人が足を運んでくれるまちづくりが大切だと思っています。

「未来を見据えたまちづくり」について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

それでは、ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

望月小五郎議員からのご質問の未来を見据えたまちづくりについてでございますが、先ほど質問の中にもございましたが、本年度策定中であります第3次南部町総合計画が大きく関わってまいりますので、まずそこから触れさせていただきたいと思います。

町の最上位に位置づけられる第3次総合計画は、南部町の未来の姿を示す基本構想を根幹に、10年間に実施すべき施策体系を示した基本計画と別冊にて管理し、実際の事業実施に関する詳細計画である実施計画とで構成されており、令和7年度から、令和16年度までの10年間の計画期間とするものであります。

また、基本構想に関しましては、南部町議会の議決すべき事件に関する条例の規定により、議員の皆さまにお諮りすることになっておりますので、本定例会へ上程させていただき、その

内容および策定の経過等につきましては、事前にお時間をいただく中でご報告をさせていただいたところであります。

今回お示しをいたしました基本構想には、本計画の策定の趣旨といたしまして、「将来を見据えた長期的な本町の町政運営の方向を明らかにし、今後の町の姿を明確に示すとともに、町民と行政の共同による町づくり、個性と魅力にあふれた町づくりの指針として策定するものである」と明記されております。

よって、本定例議会におきましてお諮りいただく「基本構想」を含む「第3次南部町総合計画」自体そのものが、「未来を見据えた町づくり」の指針であり、南部町総合計画審議会での審議やパブリックコメントを通じた検討に基づいて導き出された「町の考え」と考えております。

ただ、「基本構想」の内容につきましては、本定例会でのご承認をいただく前でありますので、十分なお答えができないことをご理解いただきたいと思います。

本年度末には、完成した「第3次南部町総合計画」をお示しできるものと考えておりますので、併せてご理解をお願いしたいと思います。

さて、ご提案をいただきました地域おこし協力隊の活用と、インターネットやアンテナショップ等を積極的に展開し、南部町を売り込んでいく施策でございますが、地域おこし協力隊につきましては、以前にもお答えさせていただいたとおり、必要に応じて事業を導入するスタンスに変わりはなく、積極的に民間事業者とも協議を重ねているところであります。

次に、町情報等の発信及び売り込みについてでございます。ご指摘をいただきました情報発信につきましては、以前より消極的な部分があったことは十分に承知しているところでありますので、令和4年度には町ホームページの改修を実施し、本年度はグーグルマップ等との関連づけにより情報発信の強化を図ってまいりました。

その結果、令和5年1月から12月の閲覧数が22万2千件、令和6年1月から11月末現在で44万8千件と倍増しており、閲覧数を見る限りでは確実に南部町へ興味を持つ方々が増えてきていることが伺えます。

今後はさらにホームページの内容充実と道の駅等を活用した空き家情報等の移住対策についても情報発信強化に努めていきたいと考えております。

令和7年度を計画期間としてスタートいたします「第3次南部町総合計画」の着実な事業執行により、ただいまのご質問の内容に挙げられておりました人口減少や小売商店の衰退等、さまざまな諸問題を可能な限り解決へと導き、南部町を町民の皆さまに満足のいただける「水と緑があふれるふれあい豊かな町」へと近づけられますように、職員一同、全力で取り組んでまいります。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

ちょっと質問が大きすぎたのかなと思っています。町の未来を考えると、待ったなしの状況ではないかと思っています。いろいろな分野で問題が発生して、その解決策を講じて対処していくご苦労は十分理解しています。

私がここで色々なことを示したときに、必ず、こうしたらいいのではないですか、こういう改革、こういうことをしていくことが一番いいのではないですかと言っても、なかなかそこが実現できないし、それに対する町の力をそこに傾注する人材も少なくなっているというような話をよく聞くのですが、何といたっても人材不足、労働力不足がそこにあるのではないかと思います。

そこで再度の質問になりますが、他市町村においていろいろな分野で地域再生の力となっている地域おこし協力隊の活用について伺いたいと思っています。

1次産業商店等の衰退が急速に進み、町の将来を考えれば待ったなしの状況だと思っています。

先ほども申しましたが、高齢化、JAや商工会の縮小などにより、町民の皆さまがあきらめモードになっているのも現実です。解決策は、人の流れを呼び込み、町民の皆さんとの交流を深め、南部町を体験、知ってもらい、賑わいを取り戻すことだと思っています。

そのための農地と合わせた移住のすすめ、アンテナショップなどの展開、地域おこし協力隊の活用の提案をさせていただいています。

特に地域おこし協力隊に関しましては、2009年度から始まった協力隊は今や7千人を超えると聞いています。

本町にあるさまざまな資源に、今以上に価値を与えていくことで活動が生まれ、地域が賑やかになっていくきっかけとなるのではないのでしょうか。

前回の一般質問の回答に、地域おこし協力隊が労働力不足の解決に直結するものではないとのことでしたが、近隣市町村では積極的に活用しています。本町において、地域おこし協力隊活用に際し、どのようなことがネックになっているのか、お伺いいたします。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

企画課長の答弁を求めます。

杉山企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

望月小五郎議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

地域おこし協力隊に関しますお答えは、昨年12月定例会の高橋議員のご質問に対しての回答に続いて、本年9月定例会での望月議員のご質問に対するお答えの中でも触れさせていただいておりますが、まずは地域おこし協力隊の全国の自治体の状況についてご報告をさせていただきます。

総務省によります報告では、事業創設以来、令和5年3月末までの全国の累計で1万1,123人の隊員が3年の任期を終了しており、およそ64.9%の7,214人が同じ地域に定住し、そのうち5,779人につきましては、そのまま同一市町村内に定住をしているとされています。また、5,779人の動向であります、起業した隊員が43.2%に当たる2,497人、行政や観光業へと就業した隊員が36.8%の2,129人、農業林業等を始めた隊員が12.2%の703人と上位を占めています。

就業された隊員の中には、議会議員や自治体職員となって、まさに地域づくりの中心を担っている方々も多数いるようです。

さらに、近隣市町村の状況では、会計年度職員として業務に携わる隊員や特産品の栽培等に

携わる隊員として活用しており、任期終了後の定住率については、おおよそ50%ほどと聞いています。

南部町においても、本制度活用に関しまして全面的に否定をしているわけでないことは、議員の皆さまにもご理解をいただいていることと思いますが、今回、ご指摘いただきました制度導入に関してのネックとなっている部分についてお答えをいたします。

以前にもお答えしていることではありますが、それは人材の見極め方、町民との関係調整、町としての受け入れ体制等の不安要素だと考えております。

ただ、これらの不安要素は前向きに考えているからこそ浮き彫りとなるもので、決して否定的な問題提起ではないことを今一度ご理解をいただきたいと思います。

今後、各課への聞き取り等、十分にデータを整えた段階で、町として導入の最終判断をしていきたいと考えておりますが、制度導入により、隊員の毎日の仕事の創出等の担当職員の事務的な負担が増加しないよう、最善の注意は引き続き必要であると考えております。

以上、望月議員の再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

企画課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今の答弁、前向きでもあり、後ろ向きでもあるといった印象を受けています。これだけ成功例もある、もちろん軋轢があつて失敗例もあるとは聞いています。地域住民とのいさかいがあつたという例も自分の耳に入ってきました。ただ、町にとってプラスになっているところとかが圧倒的に多いです。

今、課長の答弁にありました実績を見ますと、すぐにでもこの町が手を出してきてもらって手助けをしてもらいたいという状況にあるのではないかと、自分は考えます。早く活用して、この町に人を集めたいなど、そのきっかけづくりにしたいなど思っているのですが、課長はリスクがあるからではなくて、ただそこを考えて将来までにしっかりしていかなければいけないから、今考えているのだと、聞き取り調査をしていくのだというような説明なのですが、そこがどうも自分との考えが違うのかなと思われまふ。

ほかの市町村はこれだけ多く活用しているのに、何で南部町が活用できないのかなと。そこに問題が発生したときに、町民の皆さんに迷惑がかかるからというように危惧されていることは分かるのですが、プラスになる材料を考えて、積上げていったほうが楽しいのではないのでしょうか、行政として当然リスクは考えていかなければいけないのかもしれませんが、この町の現状をオープンにして、こういうことで仕事をしてもらいたいと。住むところはこういうところがあるから、こういう状況で皆さんの給料、報酬、これだけなので、このぐらゐにやっていたらどうですかというところまでしっかり調査をして提示していけば、そこでいろいろな方と面接をしながら町に来てもらえば、そんなリスクはないのではないかと、思っています。

町長と語る会でも、この地域おこし協力隊の質問があつたということですが、自分もその常識的に考えれば、なるべく早くここに手をつけて、町の活性化の足がかりにしてもらえばいいと思います。

先ほど課長の答弁にありましたように、60%以上の人がそこに住み続けていると、この町

を考えれば、今挙げた市町村よりは交通の便はいいし、気候もいいし、人もいいし、森林や農地、竹林はいっぱいあるわけですから、非常に活躍する好条件は備えているのではないかと考えています。

この辺りを踏まえて、町長、もし地域おこし協力隊について考えがあるなら。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

先ほど言いましたように、この間、町長と語る会でも、そんな質問がありました。確かに地域おこし協力隊というのは魅力的な事業ですけれども、あえて私はそこで否定をいたしました。

確かにいいところばかり見られると、現状、先ほど課長が言いましたように、色々なリスクがあります。町内にそれが全然ないかという、そうでもないのです。まず一つには住む場所の問題があります。それが一番の大きな問題ですね。それから、どんなことをやっていただけるのか、それもやはり大きな問題となります。

われわれが行政としてこういうことをしてほしいという、そういったことは自主的な判断に任せたいと思っております。ですので、今まで来た人たちに対しては、やはり町として協力できること、これはしっかりとやっております。

例えば地域おこし協力隊ではないのですが、来年の3月には、ご存じの天伯園に30数名の女性陣が主体となって大きな事業を行います。

相当力を入れていきますから、町としてもやはりそこに行くまでの道路とか、そのへんはしっかりと対策をとって、何としてでもこの町でその事業を成功してほしいなと、そんな思いでおります。

それから、ちょっと話は変わりますが、トレーラーハウスなんかも実施しました。こういった大きな流れも来ておりますから、そういった面では、私は完全に南部町自体がそれに対して否定的であるとは思っておりません。

ですから、今後そういうお話がありましたらどんどん言っていただいて、そこにはやはりわれわれ行政がやるだけではなくて、皆さんとともにこの町おこしをしていただく、それがやはり肝心ですから、そうしませんと、なかなかその事業は成功しません。

ぜひそういうお話がありましたら、私のほうに言っていただきたいなと思っております。

今のところ、そんなお答えでいいかどうか分かりませんが、完全に否定するわけではございません。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

町長のご意見、もっともだと思うのですが、最初に言ったように、この町がすごく農業なんかは特にそうなのですが、自然環境も、衛生環境も悪くなったり、耕作放棄地が増えて住環境も悪くなっていく、徐々に悪くなっていると。これがあと10年、20年経って、もっと人口が減ってきた場合には、非常に危惧されるのではないかと。

新しく人が入ってこようと思っても、こんな町では嫌だなと思われるような環境にはしたくないと思います。

その一環として、日本全国で地域おこし協力制を使ってやっているなら、この町でもあってもいいかなと。先ほど町長が言われていたトレーラーハウスとか、天伯園のところに、これは本当にわれわれ町民の皆さんが、いろいろな人に声をかけてもらって、この町を楽しんでもらう。その努力は町民の皆さん全員がすべきだと思っています。

ただ、行政として、ここに国費を使って地域おこし協力隊というシステムがあるよと、地方創生を一生懸命やるよって言っているのですから、その流れを活用していくのが一番早いのではないかと。

その若い人たちに来ていただければ、われわれもすごく歓迎するし、一緒にやって、その人たちからまたいろいろ吸収して、われわれも成長できるようになっていけばいいな、と思っています。

先ほど若い人たちも来ていると、井出に若い人たちが何人か来ていて、われわれの頼んだことをやってくれたり、何でも手助けしてくれたりして、非常に力になっています。

こういう人たちがあまりにも少なすぎる。以前いた人も、4人ぐらいしかいないので、もっと何十人と来てくれるような規模で来れば、一つの形ができていくのではないかなと自分は思っています。

ここは本当に行政が動けないと、自分たちが地域おこし協力隊を連れてきてどうのこうのとするということはできないので、そこはもう一度町長さんはじめ執行部の皆さんで考えて、活用できるものなら、先々活用していったほしいなと思います。

これで第1問目の質問は終了します。

○議長（木内秀樹君）

それでは次に、2番目の質問を求めます。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

これも町民の皆さんからの声で質問させていただきます。

最近、電気料金の高騰により、蓄電池施設に関する関心が高まっています。2問目はその補助について伺いたいと思います。

本町における住宅用太陽光発電に対する補助状況は、平成22年から令和5年までの13年間で119件、金額にして1,133万円と聞いています。

再生可能エネルギー固定価格買取制度の買取価格や制度終了後の売電価格の低迷、または電気料金的大幅な値上げなどにより、発電された電気を自家消費と蓄電に移行していく傾向があると聞いています。

町としても、脱炭素社会への貢献、災害対策など、太陽光発電と蓄電池設備の設置を今以上に進めていくべきだと思っています。

蓄電池設備の補助に関しての町の考えを伺います。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員の質問が終わりました。

水道環境課長の答弁を求めます。

岡村水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

それでは、望月小五郎議員からの質問にお答えいたします。

現在、本町では住宅用太陽光システムの設置に対して補助金を交付しております。補助金額は、出力1キロワット当たり2万円を乗じた額とし、10万円を限度としております。平成22年から令和5年まで合計119件の補助を行ってきました。

太陽光の発電の導入は、継続的なCO2削減に効果があり、町民の意識、行動の変容を促すという観点から非常に重要であると認識しております。

議員のご指摘の蓄電池の補助についてですが、近年のFIT制度の変動や電気料金の値上げを背景に、自家消費を重視する傾向が強まっていることは承知しております。

また、太陽光発電システムは、再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの排出削減に直接寄与するものであり、これを環境への影響を考慮した形で事業の継続が重要と考えております。

また、蓄電池については、災害時に非常用の電源としても重要な役割を果たすことを認識しております。今後、太陽光発電や蓄電池市場における技術の革新の進展や価格の低下が見込まれるため、これまでの太陽光発電に対する補助金実績や問題点を踏まえて、他の自治体の事例や最新の技術など調査研究してまいりたいと考えております。

以上で回答を終わります。

○議長（木内秀樹君）

水道環境課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

課長のご意見、そのままだと思うのですが、最後のほうでいろいろ研究して対応していくという意見がありましたが、町を売り込んでいくためにも、この補助金を早く出してあげたらどうかと。太陽光発電と蓄電池設備をカップリングさせて、補助金を出していてもいいのではないかと思います。

もともと太陽光発電、1軒として10万円、それほど大きなお金ではないと思います。ですので、太陽光発電を入れるときに、もう蓄電池設備も入れてあげる。例えば課長の答弁にあったように、蓄電池システム、まだ開発途上なので高いのかもしれないです。だけど、入れたいという人には、どんどん町はこういうことで後押ししている、クリーンエネルギーで頑張っているよということをアピールするためにも、そこは躊躇しなくてもいいのではないかと思います。

先ほど答弁の中でも町長は、お金がない、大切なお金ですから、という説明でした。確かにお金はないと言えないのですが、ただ財政のほうを見ると80億円ぐらいの貯金があったり、年間6億円を超える繰越金を出したり、自分はその辺りがもう少しお金を使ってやってもいいのではないかと思います。ですから、このぐらいのお金を早くやろうと言って、課長に指示をして、どんどん後押しをしてやってもいいのではないかと思います。

クリーンエネルギーや、災害対策の取り組みアピールのためにも、早期の蓄電池への補助を考えるべきではないでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

太陽光発電の個人負担は200万ほどかかります。そして、今、南部町とすれば最大値の10万円をやっています。

後ほど課長のほうから各自治体の支援金について、説明があると思いますが、微々たるものです。ですので、やはり補助制度が少な過ぎるから、皆さんが積極的にできないわけです。そして、耐用年数があります。それだけのお金をかけても、例えば10年経つと設備も古くなります。そこでまたそれだけのお金が必要になります。

そこまで割り切ってやれるかどうか。これについては、私としては疑問に思っています。

蓄電池に関していえば、この程度ではすみません。ものすごい金額がかかります。謳っていることは非常に良いものですが、二酸化炭素削減など。

課長から説明させます。お願いします。

○議長（木内秀樹君）

岡村水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

望月小五郎議員からの再質問にお答えいたします。

先ほどお答えしましたが、太陽光発電の買い取り制度の終了に伴い、蓄電池への関心が高まっていることは認識しております。温室効果ガスの削減、再生エネルギーの有効活用および普及を推進するためにも、蓄電池に一定の効果があると考えております。

ただし、補助金に対しては個人的な要素も含まれるため、慎重な検討が必要であります。これまで太陽光への補助金は県内でも高い水準を保っております。また、蓄電池に対する補助金制度を取り入れている自治体もあるため、他の自治体の事例を参考にしながら調査研究を進めてまいりたいと思います。

県内の状況を調べたわけですが、各市町村の中で市のほうが5万円という補助金を出しております。27市町村中7市町村、ほぼ市ですが5万円程度、高いところもありますけど、南巨摩では補助金はありません。一応、今後も補助金については国や県の補助金がございますので、そちらのほうをご利用、ご検討いただければと思っております。

大体総工費が蓄電池の種類によりますが、およそ200万円から300万円という金額になります。まだ調査研究の最中ですので、どのぐらいのワット数が必要かどうかは分かりませんが、国の補助もありますし、国のほうでは、太陽光と蓄電池一体化でなければ補助が出ないというところもあります。県内の市でも一体化でないと駄目だということもありますので、今後さらに調査研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

佐野町長。

○町長（佐野和広君）

それから、先ほど町の財政について話がありました。確かに悪くはないです。ただし、将来起きてくる、施設の改築や改修に備える必要があります。来年度から睦合小学校の改修に入りますが、当初4億の予定でしたが、一挙に2億増えて6億になります。

それから、活性化センター、あるいはアルカディアについても、予想以上にかかっております。

ですので、各自治体が新しい庁舎を建てたり、学校を建てたりという非常に景気のいい話をしておりますが、同じようにやってしまうと将来的には大変になります。ですので、私は新築するのではなく、使えるものは使う、改修するという、姿勢ですと今後望んでおります。

余裕ができたときには、いろいろなところで投資はいたしますけれども、その辺りは頭に入れていてほしいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

水道環境課長、佐野町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

何か噛み合わないなと思うのが、町長のこういうものにお金がかかるから絶対に必要なのだと、建物に対してお金がかかるから必要なのだと、取っておかなければいけないのだと、将来この町を維持するためには、こういう改修も必要になっていくから絶対そこはなくてはならないのだという、これは絶対あると思います。

ただ、何か産業を生み出して、お金をつくり出していこうと、それで巻き込んでいこうという姿勢のほうが、普通は建設的なのではないかと思います。

日本がそこら中で借金をして、町がまた借金をするというのはよくないかもしれない。ただ、町がそのお金を溜め込まなくても、ある程度までは必要かもしれないですが、貯金をすれば幸せになるという話ではないですから、それから先のことは投資をしながら自主財源を増やそうという方向に向いていったほうが明るくなるのではないかと思います。町長の考えですから、ここは先々こういう改修があつて、絶対お金がかかるから、ここは維持していかなければいけないのだ、そこには幾ら必要だ、では残った、あと3億残ったのだから、これは違うところに1次産業に投資していこうというような考えを持っていただけると、良いのではないかと思います。その辺りは自分の希望的観測ですので、意見を述べさせていただきました。

○議長（木内秀樹君）

以上で、望月小五郎議員の一般質問を終了いたします。

次に、5番、高橋茂広議員の質問を許します。

5番、高橋茂広議員。

○5番議員（高橋茂広君）

それでは、通告にのっとりまして質問をさせていただきます。

児童・生徒の通学の安全確保と南部地区の小学校の統合によるスクールバス等の運用について質問いたします。

通学路における児童・生徒等の安全確保については、教育長を会長とした「南部町通学路安全推進会議」の各関係機関および保護者が連携して、児童・生徒が安全に通学できるよう、ハードとソフト両面から必要な対策を行っている認識しています。

しかし、一部の通学路では雑草が生い茂り、大雨や強い風が吹いた後は、葉っぱとともに折れた木の枝が散乱している状況も見取れ、児童・生徒の通学の安全・安心を確保するために対策を講ずる必要がある箇所も見受けられます。

また、近年、全国的な傾向として、野生動物の人里への出没が新聞、テレビ等で報道されて

います。本町においてもクマの目撃情報がたびたびあり、以前、通学路付近でも目撃されたとの情報もあり、保護者も近隣住民も子どもたちの登下校に少し不安があると言われていました。このような状況の中、教育委員会としてどのようにして、児童・生徒の通学の安全を確保していくのか伺います。

そして、南部町立小学校適正配置に関する具申書に示されたとおり、令和8年4月から睦合小学校と栄小学校が統合して、新たに町内2つの小学校での教育がスタートします。

通学の方法としては、栄小学校区の児童は通学時間や安全面を考慮してスクールバスでの通学になるようですが、睦合小学校区の一部地域児童の保護者の要望として、異常気象による豪雨や夏の暑さ対策、野生動物対策のため、スクールバス等での通学を希望する声があります。

これらの要望を踏まえ、睦合小学校区の児童の通学方法について、今現在の教育委員会の考えとこれからの対応について伺います。

○議長（木内秀樹君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

高橋議員の質問についてお答えをさせていただきます。

通学路の安全確保につきましては、先ほど議員が申されたとおり、平成26年に設立した「南部町通学路安全推進会議」において対策を図っております。

この会議は、警察署・国・県・町の道路管理者、交通防災課、学校、そして教育委員会で組織し、各学校が保護者の意見を踏まえて調査した通学路における対策必要箇所を情報共有し、関係者が対策を講じているところでございます。

この会議では、子どもたちの安全を第一に考え、最良でかつ迅速な対応が図られております。

今年度も町道、南部成島線の南沢地区に「通学路児童注意」の緑色の路面標示を実施したところでございまして、これまでの施工箇所につきましてはホームページで公表をしております。

ご指摘のあった通学路の樹木の伐採については、産業振興課で実施する重要インフラ施設周辺森林整備事業を活用いたしまして実施をしております。今年度は、睦合小学校区の通学路であります、町道猿田坂本線付近にあるスギヒノキの間伐、そして広葉樹の伐採、枝払いを実施いたします。このことにより、通学路に陽が入り、明るくなることが期待できます。今後もこれらの事業を活用しながら樹木の伐採を進めていきます。

次に、ご指摘の鳥獣対策でございます。鳥獣対策は、同じく産業振興課との間で、出没情報の共有や駆除の要請を行うなど、連携して対応をしているところでございます。

鳥獣が出没した場合の安全対策ですが、その緊急性などの程度に応じまして、保護者の送迎、登下校、ボランティアや学校職員による見守り、町の青色巡回パトロールの重点実施、安心安全メールやFM告知放送による注意喚起などの対応を行っているところでございます。また、睦合小学校では、児童に熊鈴を貸与し、ランドセルへの装着を促しております。

通学路における児童生徒の安全において、通学路を含めた地域社会の一般的な治安確保につきましては、地方公共団体が有するものと考えられますが、町が行う対策のみでは、人材も予算もその専門性も十分ではございません。警察や道路管理者、地域ボランティアなど、地域社会全体の支援が必要であります。現状を見ましても、町内4校の児童生徒の登下校には学校以

外に多くの関係者が関わっております。南部警察署やスクールサポーター、スクールガードリーダー、青色パトロール、地域の登下校見守りボランティアの方などです。特に見守りボランティアにご協力いただいている皆さまにつきましては、学校支援ボランティアに登録されている方のほか、児童生徒の家族、保護者、地域の方、また、毎日FM告知放送を聞いて、下校時間に合わせて犬の散歩やウォーキングをしていただいている方などもいらっしゃいます。

ボランティアの方の皆さまの力は大変大きいものがありますので、今後、広報誌等によりご協力いただける方を募っていきたいと考えております。

最後の質問事項であります睦合小学校と栄小学校の統合における通学方法についてでございます。

統合の校舎は睦合小学校を使用しますので、栄小学校区の児童はスクールバスによる通学を予定しております。現在は運行ルートやバス停などについて検討をしております。

一方、睦合小学校区の通学方法についてですが、これまで遠距離の通学児童の保護者から通学支援の要望が出ておりましたし、それに加えて、最近は鳥獣関係や夏の暑さから児童の安全確保が危惧されることがございます。そのため、教育委員会では、今行っている通学路の整備や安全確保対策を引き続き実施するとともに、スクールバスによる通学支援を検討しています。しかしながら、全ての児童をスクールバスで送迎することはできませんので、通学距離や通学時間、また通学路の環境、そしてその場所の安全性などを検証し、基準を設けて支援策を検討していきます。このことにつきましては、南部地区新小学校統合準備委員会に諮り、意見を伺いながら協議をし、決定をしていくことになります。

以上でございます。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

5番、高橋茂広議員。

○5番議員（高橋茂広君）

それでは、再質問をさせていただきます。

今、課長の答弁にあったように、各学校からの要望にあつては、毎年安全対策を実施することと併せて、各関係機関をはじめ地域住民の皆さんの見守りにより、児童生徒の安全に登下校できていると思います。

また、鳥獣対策については、スクールバスでの登校が一番の対策だと思うので、夏の暑さ対策と併せて、スクールバスの利用については、保護者の皆さんの意見を聞きながら、どうなるのか心配している保護者の方がいるので、できる限り早い時期に協議を開始して結論を出してもらいたいと思います。

それでは、2点ほど再質問させていただきます。

1点目は、通学路の樹木の伐採は、産業振興課と連携して重要インフラ施設周辺森林整備事業を活用して行っているとのことですが、町内の通学路において樹木を伐採予定のところは何箇所あるのか。

そして、計画は立てていると思いますが、全ての樹木の伐採に要する期間を伺います。

2点目は、通学路における児童生徒の安全のためと、町民の皆さんに通学路を認識してもらうために、学校ごとの通学路安全マップを作成してホームページに掲載してはどうでしょうか。

通学路安全マップについては、課長のほうに届けてあります。これを作成してみてもどうかという提案でありますけれども、ご意見を伺いたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

高橋茂広議員の質問が終わりました。

学校教育課長の答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

高橋議員の再質問についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目の樹木の伐採箇所でございますが、今、学校から要望が出ている箇所で睦合小学校区で1カ所、富沢小学校区で1カ所、合計2カ所が挙げられています。いずれの箇所も緊急的なものではなく、予防的に実施すべき箇所ということで認識をしておるところでございます。

伐採の実施期間についてでございますが、これについては一概には申し上げることができません。それは、産業振興課の重要インフラ施設周辺森林整備事業を取り入れて実施する場合につきましては測量をし、民地であれば地権者の承諾も必要でありまして、その後に適当な時期に伐採をするということも重なりますので、場合によっては1年間では終わらない場合も考えられます。予算にも限りがありますので、通学路以外の各区からの要望、それらも踏まえて優先順位も変わってきますので、実施時期については申し上げられないという理由になります。

本年行います睦合小学校区の町道猿田坂本線の付近の伐採ですけれども、ここの箇所につきましても、数年前に大規模に行っています。しかしながら、また今年度も場所を変えて実施をするという形になっています。

そのように樹木につきましては成長もしてきますし、老いてもいくため、状況については毎年変わっていくというような形になっております。

今後は状況を見ながら、産業振興課と連携し、計画的に実施をしていきたいと思っております。ただし、緊急的な箇所につきましては、毎年早急に実施をさせていただいているところでございます。

次に、2点目の通学路安全マップについてでございます。現在、通学路安全マップを作成している学校はございません。現状をお話ししますと、先ほど申し上げた通学路安全推進会議において各学校から挙げられる危険箇所につきましては、児童生徒、保護者、教職員の意見を踏まえて集約をし、会議にかけられているところでございますので、その危険箇所につきましては、学校から児童生徒に当該箇所における注意事項を指導しており、特に小学校は一斉下校になりますので、各班に注意を促しているというような状況になります。

そのため、現状の指導方法で通学路の下校指導は必要な部分ではできているのではないかとこのように考えております。

一方、通学路を通行する車両の皆さまには、通学路であることを認識してもらって、注意して走行することを促す必要がありますので、そのためにこの会議では注意喚起看板を、必要な場所に設置をしております。しかし、それだけでは十分に効果が得られない場合もありますので、その場合につきましては、学校だよりや回覧板、必要に応じてFM告知放送での注意喚起を行う場合もございます。そのような方法で行っておりますので、現状ではご提案いただきました通学路安全マップについては、作成の予定はないというところでございます。

しかしながら、ご提案をいただいた通学路安全マップにつきましては、通学路を指し示し、そして知らせる方法の一つであると思いますので、今後、必要性等も検討していきながら考えていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

5番、高橋茂広議員。

○5番議員（高橋茂広君）

再々質問をさせていただきます。

樹木の伐採について2カ所あって、緊急性はないということですが、私が見て歩いたところについては、上に覆いかぶさっているので、枝が折れたりして大変危険だと感じました。緊急性がないと、どこで判断しているのかが分らないです。その点が一つ。あと、通学路安全マップは今回提示したようなマップにする必要はなくて、南部町独自のマップに仕上げていただければいいと思っています。ですので、ぜひこれも検討していつてもらいたいと思います。

ですので、先ほど言った樹木の伐採について、緊急性の有無は、どこで判断しているのか、それを伺いたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

答弁を求めます。

若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

お答えをさせていただきたいと思います。

まず、緊急性の有無でございますけれども、今、通学路の登下校には、特に朝については、ほとんどの箇所ボランティアの方、もしくは保護者、それから学校の先生が巡回をしております。その危険箇所につきましては、日々の判断で、すぐに伐採をしたほうがいいのかというところは判断をさせていただいております。

先ほど話をさせていただいた推進会議においては、それぞれの学校でその年度当初の要望事項を挙げていただいておりますけれども、随時そういうことで、毎日の見回り等で危険箇所等は判断をさせていただいているというところでございます。

昨年も、矢島地内で1本倒木があり、それについてはボランティアの方等の通報によりまして、学校を通じて学校教育課で対応させていただいて、建設課で伐採をその日のうちにさせていただいたというようなことがありますので、緊急的な場合については、そのような対応をさせていただいております。

マップでございますけれども、現状、先ほど申し上げたとおり、学校では十分指導ができていというような認識を各学校とっています。この作成となると、やはり先生方のもちろん業務もかかりますし、ただし、先ほど言ったように、この通学路について、その通学路を、要は町民の方に示し、そして分かっていただく、知っていただくという効果がありますので、その必要性をまた学校と十分協議をして検討をしていきたいというふうに考えています。

○議長（木内秀樹君）

以上で高橋茂広議員の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終結いたします。
ここで暫時休憩いたします。
再開は午後２時５０分といたします。
よろしくお願いします。

休憩 午後 ２時 ３４分

再開 午後 ２時 ５０分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（木内秀樹君）

- 日程第 6 議案第 6 5 号 南部町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 7 議案第 6 6 号 南部町子育て支援医療費助成金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8 議案第 6 7 号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 6 8 号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 10 議案第 6 9 号 第 3 次南部町総合計画の基本構想策定について
日程第 11 議案第 7 0 号 南部町奥山施設の指定管理者の指定について
日程第 12 議案第 7 1 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
日程第 13 議案第 7 2 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
日程第 14 議案第 7 3 号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 15 議案第 7 4 号 令和 6 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 16 議案第 7 5 号 令和 6 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 17 議案第 7 6 号 令和 6 年度南部町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 18 議案第 7 7 号 令和 6 年度南部町後期高齢医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 19 議案第 7 8 号 令和 6 年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

以上、日程第 6 議案第 6 5 号から日程第 19 議案第 7 8 号までの 14 件について、会議規則第 37 条の規定により、一括して議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は、条例の一部改正が 4 件、総合計画の策定が 1 件、指定管理者の指定 1 件、規約の変更 1 件、財産処分 1 件、補正予算が 6 件の合計 14 件であります。

はじめに、議案集 3 ページ、議案第 6 5 号 南部町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。令和 8 年 3 月 3 1 日に睦合小学校および栄小学校を廃止し、令和 8 年 4 月 1 日から新たに南部小学校を設置することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

次に、議案集 1 5 ページ、議案第 6 6 号 南部町子育て支援医療費助成金条例の一部を改正する条例の制定について、7 ページ、議案第 6 7 号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてと、9 ページ、議案第 6 8 号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるマイナンバーカードが保険証に移管することに伴い施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

また、議案第 6 7 号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてにつきましては、所得税法の一部改正により、条文中の控除対象配偶者を同一生計配偶者と本条例の一部を改正するものです。

次に、1 1 ページ、議案第 6 9 号 第 3 次南部町総合計画の基本構想策定についてであります。南部町議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条の規定により、総合計画の基本構想の策定については、議会の議決を得る必要があるためであります。

次に、1 2 ページ、議案第 7 0 号 南部町奥山施設の指定管理者の制定についてであります。南部町奥山温泉の管理運営を行わせる指定管理候補者が決定し、協議が調ったことから、指定管理者の指定についての議会の議決を求めるものであります。

次に、1 4 ページ、議案第 7 1 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてと、1 6 ページ、議案第 7 2 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、関係議案でありますので、一括して説明します。

山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の住民の交通災害共済事業について、令和 7 年度を加入募集の最終年度とし、令和 9 年度をもって事業を廃止することに伴い、規約の変更については、地方自治法第 2 8 6 条の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を得る必要があるためであります。

また、財産処分につきましては、地方自治法第 2 8 9 条の規定により、関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を得る必要があるためであります。

続きまして、議案第 7 3 号から第 7 8 号までの一般会計および特別会計等の補正予算であります。

はじめに、議案第 7 3 号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）であります。歳入歳出それぞれ 1 億 2 3 5 万 1 千円を追加し、歳入歳出の予算の総額を 5 7 億 4, 4 5 8 万 6 千円とするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、子育て世帯を対象とした物価高騰対策や若者世帯の定住を支援するための奨励金のほか、小学校の統合に向け睦合小学校のプール解体工事を計上しました。

歳入では、国庫および県支出金のほか、寄附金、繰入金、町債繰入金を充当し、収支の均衡

を図っております。

次に、特別会計であります、議案第74号 指定居宅サービス特別会計補正予算は、介護給付費収入を財源として、介護予防サービス事業費92万円を補正するものであります。

次に、議案第75号 国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定は、繰越金を財源として国庫負担金等返還金39万1千円を補正するものであります。

南部診療施設勘定は、外来収入を財源とし、新型コロナワクチンの購入費180万円と繰越金を財源とした一般管理費修繕料14万円を補正するものです。

次に、議案第76号 介護保険特別会計補正予算は、繰入金を財源として、介護予防サービス給付費228万円を補正いたします。

次に、議案第77号 後期高齢者医療特別会計補正予算は、繰入金を財源とし、療養給付費負担金401万3千円を補正いたします。

最後に、事業合計であります、議案第78号 簡易水道事業会計補正予算は、一般会計からの補助金を財源に、施設修繕費1,800万円を補正するものです。

以上で提案説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、この後、担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議いただき、ご議決いただけますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

まず、日程第6 議案第65号について、若林学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第7 議案第66号および日程第8 議案第67号について、望月子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第9 議案第68号について、近藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（近藤利也君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第10 議案第69号について、杉山企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第11 議案第70号について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第12 議案第71号および日程第13 議案第72号について、金井交通防災課長。

○交通防災課長（金井貴君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第14 議案第73号から、日程第19 議案第78号について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、13日（金曜日）には、2日目の本会議を開きます。

午前9時30分開議となりますので、議員の皆さまは午前9時までに控室にご参集ください。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 3時45分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年12月10日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

望 月 小 五 郎

会議録署名議員

塩 津 悟

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹

令和 6 年

南部町議会第 4 回定例会会議録

1 2 月 1 3 日

令和6年第4回南部町議会定例会（第2日目）

令和6年12月13日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の採択の請願について
- 日程第3 議案第65号 南部町小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第66号 南部町子育て支援医療費助成金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第67号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第68号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第69号 第3次南部町総合計画の基本構想策定について
- 日程第8 議案第70号 南部町奥山施設の指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第71号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第10 議案第72号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
- 日程第11 議案第73号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議案第74号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第75号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第76号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第77号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第78号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第79号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第81号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第82号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第83号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第22 議案第84号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
- 日程第23 議案第85号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第24 議案第86号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）

- 日程第25 議案第87号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第26 議案第88号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第4号）
日程第27 発議第6号 予算決算特別委員会の設置について
日程第28 議員派遣の件について
日程第29 閉会中の継続調査等について

追加日程第1 発委第1号 持続可能な学校の実現をめざす実効性ある学校の働き方改革、
長時間労働是正を求める意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番	芦澤潤一郎	2番	望月憲之
3番	望月小五郎	4番	塩津悟
5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
7番	望月光彦	8番	仲亀佳定
9番	若林良一	10番	木内秀樹

3. 欠席議員（0名）

4. 会議録署名議員

5番	高橋茂広	6番	小泉昇一
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長	佐野和広	教 育 長	市川 隆
代表監査委員	田中清一	秘書政策監	滝 基成
総 務 課 長	遠藤一明	企画課長（兼） DX推進課長	杉山一陽
財 政 課 長	渡辺雄治	税 務 課 長	仲 亀 哲 也
交通防災課長補佐	木内宏貴	子育て支援課長	望 月 裕 司
福祉保健課長	近藤利也	住 民 課 長	渡 辺 幸 博
産業振興課長補佐	望 月 壮	建 設 課 長	尾 崎 龍 次
水道環境課長	岡 村 忠	デイサービスセンター所長	若 林 安 彦
健康管理センター所長	大 倉 直 也	学 校 教 育 課 長	若 林 将 基
生涯学習課長 （兼）公民館長	遠 藤 賢		

6. 職務のために議場に参加した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 渡 辺 正 樹

○議長（木内秀樹君）

皆さん、おはようございます。

令和6年第4回定例会2日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

初日のあいさつでも申し上げましたが、本定例会は改選後、初めて開催する定例会であり、議員各位が町民からの付託を受けた職務の重さを改めて実感し、専念されていることと思われ
ます。

初日には7名の議員による一般質問が行われ、活発な議論もなされました。今期より議員定
数は10名に減り、個々の果たすべき責任は大きくなっております。

われわれに課せられた役割の重要性を今後も常に念頭に置きながら、なお一層奮起され、職
務に努めていただくことをお願いいたします。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、十分かつ慎重なご審議をお願い申し上げる
とともに、円滑なる議事進行に格段のご協力をお願い申し上げ、2日目のあいさつといたしま
す。

ただいまの出席議員は10名で定足数に達しておりますので、令和6年南部町議会第4回定
例会2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（木内秀樹君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 高橋茂
広議員、および6番 小泉昇一議員の両名を指名いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第2 文教厚生常任委員会に付託いたしました、請願第2号についての委員長からの審査報
告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働
是正を求める意見書の採択の請願について、文教厚生常任委員会 望月小五郎委員長、審査報
告をお願いいたします。

3番、望月小五郎議員。

○文教厚生常任委員長（望月小五郎君）

それでは、請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました、請願第2号 「持
続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採
択の請願について、12月10日、午後3時50分より、南部町役場本庁舎3階第1委員会室
において慎重に審査いたしました結果、職員希望者の減少、病気休職者の増加など深刻な課題
を抱える学校現場において、教職員の勤務環境の改善や長時間労働の是正は極めて重要なこと
であり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、端末資料⑩のとおり、議長に委員会報告書を提出しております。

以上、報告を終わります。

○議長（木内秀樹君）

以上で、請願第2号に関する委員長報告を終了いたします。

望月委員長はその場でお待ち願います。

次に、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

日程第2 請願第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書採択の請願については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第2 請願第2号については、採択することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第3 提出議案に対する質疑・討論・採決を行います。

はじめに、質疑を行います。

質疑は、日程第3 議案第65号から日程第16 議案第78号まで、順次行います。

端末資料⑩議案集3ページをお開きください。

日程第3 議案第65号 南部町小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第65号の質疑を終結いたします。

次に、議案集5ページをお開きください。

日程第4 議案第66号 南部町子育て支援医療費助成金条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第4 議案第66号の質疑を終結いたします。

次に、議案集 7 ページをお開きください。

日程第 5 議案第 6 7 号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 5 議案第 6 7 号の質疑を終結いたします。

次に、議案集 9 ページをお開きください。

日程第 6 議案第 6 8 号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

1 番、芦澤議員。

○ 1 番議員 (芦澤潤一郎君)

6 6 号から 6 8 号について、こちらはマイナ保険証への移行のための条例改正なのですが、わが町のマイナンバーからマイナ保険証への移行はどの程度進んでいるのか、お伺いします。

○議長 (木内秀樹君)

住民課長。

○住民課長 (渡辺幸博君)

ただいまの質問にお答えいたします。

マイナ保険証の登録に関しましては、町で扱っているシステムでは確認することができない状況になっております。

マイナの保険証そのものの交付の状況につきましては、個人番号カードの交付の件数につきましては 6, 1 4 2 人、パーセンテージで言いますと 9 2. 5 % の方がマイナンバーカードを作成されていらっしゃいます。

あとこちらで把握している限りでは、国民健康保険および後期高齢者については把握をしておりますので、そちらのみ報告させていただきます。

国民健康保険につきましては、該当者が 1, 4 8 9 人中、マイナ保険証の登録数が 9 8 9 人、率で言いますと 6 6. 4 %、後期高齢者医療該当者が 1, 7 3 7 人で、マイナ保険証の登録が 1, 0 3 1 人、比率で言いますと 5 9. 4 %、国保のほうは 1 0 月の時点、後期高齢者については 9 月の時点ですので、率的にはそこからさらに増えている状況になろうかと思えます。

以上です。

○議長 (木内秀樹君)

よろしいですか。

(は い)

ほかに質疑はありますか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第 6 議案第 6 8 号の質疑を終結いたします。

次に、議案集 1 1 ページをお開きください。

日程第 7 議案第 6 9 号 第 3 次南部町総合計画の基本構想策定について、質疑はありませんか。

3 番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

第3次の総合計画ですが、第2次の総合計画に比べて何か特徴というか、こういうことが変わった、改善したというところがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

企画課長。

○企画課長（兼）DX推進課長（杉山一陽君）

それでは、望月小五郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

総合計画全体で言いますと、今まで別々につくってあった計画を一本化して、一体化として今回作成をしておりますので、これから効率的に、有効的に業務が遂行できるのかなと思っております。

基本構想の内容の変更でございますけれども、第1次・2次の計画の精神を受け継いで、将来像も引き続き同じ水と緑があふれるふれあい豊かなまちづくりということで、こちらについてはぶれることなく町のビジョンを掲げておりますので、そんなに大きな変更はございませんけれども、今回、デジタル関係や、DX化について、割と今までなかった分野が拡張されているということが大きな部分かなと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第69号の質疑を終結いたします。

続いて、議案集12ページをご覧ください。

日程第8 議案第70号 南部町奥山施設の指定管理者の指定について、質疑はありませんか。

7番、望月議員。

○7番議員（望月光彦君）

この指定管理ですけれども、月に100万円で、年間で1,200万円、さらに5年間の契約にしますと、5年で6,000万円の管理料として税金が支払われるわけですが、今後、人口減少とか税収の減少などを考えたときに、ほかにも指定管理をお願いしているところが多々ありますけれども、これらの施設を含めて今後の財政を考え、売却とか、例えば閉館だとか、要するに税金を投入しないような、そういう考えというのはこの話し合いに出なかったのか、また、今後も含めて検討するような話し合いはないのか、回答をお願いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

現在は、奥山施設という形で豊かな自然環境に立地して、癒しの施設というような形で町外の方からも愛されている施設であります。ただ、望月議員が言いますように、年間ですと月々

100万円、年間1,200万、奥山施設などは、指定管理料を支払っております。

奥山施設につきましては、竣工から30年が経過しております。更新時期を迎えているということもあります。そのため躯体、奥山施設本体へ、手を入れるなど、大規模な改修が必要な場合は改修費用が高額となることも予想されますので、令和4年3月に策定しましたのが、公共施設等総合管理計画です。大規模な改修の際は、費用対効果も含め、プロジェクト会議等で協議検討し、事業の優先順位を判断しながら、民間譲渡や、除却なども視野に入れて持続可能な運営管理を検討していくということになっておりますので、現時点では大きな修繕はないため、今回、5年間という形でさらに更新をお願いしました。

ただ、今後、大きな躯体へ何か修繕をかけていくというような形になれば、そこはその時に費用対効果を含めながら検討していくという形になっております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

7番、望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

それに付随して、例えば今、大きな工事があった場合には売却とかを考えるとのことですが、万が一、5年の間に大きな事故があったとしたら、どう考えるのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

今考えられるのは、施設でも設備面、機械的なものの故障は考えられます。その場合は、修繕をして継続という形です。

躯体となれば考えられる可能性もありますが、躯体へ何かやるという形になれば、検討せざるを得ないのかなと考えております。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

関連になりますが、5年間で6千万円というお金をつぎ込むわけですけども、やはりそこが潤ってもらって、いい魅力のある土地だなということを町外にアピールしていく、それによって収入を増やしてもらって、町へまたそのお金が還元される、こういう仕組みが一番大切だと思います。

そのために、今ある指定管理施設同士が連携してPRしていくとか、あるいはSNSの利用、こういったことをどういうふうに考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

選定委員会の際に、同様のご質問をいただきました。

県南グループさんでは、すでにSNSの活用を開始しており、様々な形で発信をしております。

加えて、今後やってほしいということと、議員からも言われたとおり、他の施設との相互の

連携、そういったこともやっていただきたいといった内容で、選定委員からのお願いという形ですが、お伝えしました。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

○2番議員（望月憲之君）

町の大切な土地ですし、すばらしい施設だと思っています。多少立地に難があるので、なんぶの道の駅やとみざわの道の駅で、十分な情報発信をしていくということが大切ではないかと思います。

よろしくお願いします。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

今、光彦議員から話が出ましたが、年間1,200万円、これは過疎債を使っていますか。

○議長（木内秀樹君）

財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

今までは指定管理のソフト面という形で過疎債が使えておりました。ですが、今年から、過疎債の枠も狭められまして、お祭りとかそういったものにも今までは使っていたのですが、今年からは使えないような状況です。

○議長（木内秀樹君）

望月議員。

○3番議員（望月小五郎君）

そうすると、町の財政を直撃しかねないと思うのですが、この町への収入金というのがこの5年間で、完全ではないと思うのですが、どのくらいあったのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

ただいまのご質問ですが、令和2年から県南グループさんをお願いをしております。令和2年が52万5千円、令和3年が31万6千円、令和4年はありませんでした。令和5年が85万7千円となっております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

厳しい状況だと思いますが、先ほど望月憲之議員からも話が出たように、マイナス思考ではなく、これからもっと良い施設にしていこうということで、新しく指定管理、継続的でやっている県南グループに町からも声をかけて、さらに良い施設にしてもらいたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

9番、若林良一議員。

○9番議員（若林良一君）

先ほどからの話の中で、大規模な改修工事の場合、町で入札か何かでやっていると思いますが、個々の小さい修繕の場合は、金額的には県南さんの自前でやっていると思いますが、その金額の限度額を教えてください。

○議長（木内秀樹君）

財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

ここだけではなく、他の指定管理全て含めまして、50万円という形で、それ以下でしたら個々にやっていただいております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第8 議案第70号の質疑を終結いたします。

次に、議案集14ページをお開きください。

日程第9 議案第71号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第71号の質疑を終結いたします。

次に、議案集16ページをお開きください。

日程第10 議案第72号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第10 議案第72号の質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑪をお開きください。

別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

日程第11 議案第73号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第5号）について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入、13ページから15ページについて、質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

19ページから25ページについて、質疑はありませんか。

3番、望月小五郎議員。

○3番議員（望月小五郎君）

19ページの2款総務費、1項総務管理費の10目の町営バス運営費について、ここで補正があつて3,713万円という決算になっているのですが、5年度は全てで3,412万2千円であつたのが、既に300万程オーバーしています。これはガソリン代等が関係しているということでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

交通防災課長補佐、お願いします。

○交通防災課長補佐（木内宏貴君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今おっしゃられたように、燃料価格の高騰や、パンクの修理、バスの修理、そういったものの価格の高騰もありまして、このような増額となっております。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいでしょうか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

1番、芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

23ページですが、睦合小学校のプール解体工事費の中で、このスケジュールと、子どもたちへの安全対策としてどういったことをしているか、その辺りをお聞かせください。

○議長（木内秀樹君）

学校教育課長。

○学校教育課長（若林将基君）

それでは、今のご質問にお答えをさせていただきます。

この予算につきましては、提案の補足説明で財政課長のほうから説明させていただいたのですが、当初は、この外構工事については7年度に、全て行うということで、6年度については9月補正でご承認をいただいた予算で測量と設計をするということで行っておりましたが、それと並行して校舎の改修工事についての、要は設計も今進めているところでございます。ですが、それらを進める中で、プールの解体については、あらかじめ行っておいたほうがスムーズに7年度の工事が進むということで、今回補正ということで、1,573万円計上させていただきました。

おおむね550平方メートルでございまして、そこを解体し、そして埋め戻す形で行います。

学校はそれぞれ登校もしますし、授業も行いますので、柵をしっかりと、子どもたちが進入しないような配慮はしていきたいと思っております。

以上でございます。

それから、今回、ご承認をいただいた後には、1月には業者選定をしまして、1月から施工をします。4月の末までそこは水路が流れておりますので、田んぼの耕作者に影響しない形

で、1月の末から4月の末までということで、明許繰越の提案もさせていただいておりますが、そういったスケジュールの中で行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

5番、高橋議員。

○5番議員（高橋茂広君）

20ページの3目老人福祉の12節委託料の中の配食サービス事業委託料で277万円増額になっていますが、その説明をお願いします。

○議長（木内秀樹君）

福祉保健課長、お願いします。

○福祉保健課長（近藤利也君）

それでは、高橋議員のご質問にお答えをさせていただきます。

配食サービス事業の委託料277万1千円、増額をさせていただいております。こちらにつきましては令和6年度の当初予算に計上しました、宅配クック123さんの南巨摩店への委託分ということで不足が生じるという状況であります。

当初552万円ほどを計上させていただきましたが、こちらに不足を生じるということであります。

宅配クック123さんの委託分につきましては、令和5年度の実績見込みをもとに、当初、月平均で460食というような見方をしまして、12カ月分で5,520食というふうに想定をしておりましたが、今年度4月から9月までの半年間の実績が月平均で652食ということで、半年間で3,911食の実績という状況になっております。

当初の想定を上回る実績になっておるわけですが、今後の見通しとしましては、来年3月までの配食数について、委託料に不足を生じないように、後半部分を月平均730食として、今後半年間の配食見込数を4,380食と見込ませていただきました。

よって、予算ベースの宅配クック123さんの南巨摩店の年間合計の総配食数が8,291食になりますので、1食当たり1千円の委託料を乗じまして、829万1千円から当初見込みました552万円を差し引いた277万1千円を補正予算として計上させていただくというような状況であります。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

7番、望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

20ページの一番下段の児童措置費の678万円ということで、児童手当制度改正による増額ですという説明があったと思いましたが、詳細と該当者が何人なのかお願いいたします。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

ただいまの望月議員のご質問についてお答えをいたします。

児童手当の改正の件ですが、本年12月の支給分から、児童手当の制度が改正をされまして、主な改正点は、支給対象がこれまで中学生までだったところが、18歳、高校生ぐらいまで拡大がされております。

また第3子の手当が1万円から1万5千円だったものが3万円に増額になっております。

これによりまして、今回増額の補正とさせていただきました。

以上でございます。

○議長（木内秀樹君）

望月光彦議員。

○7番議員（望月光彦君）

該当者は何人ぐらいになるのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

該当者でございますが、制度それぞれ対象がいろいろありますけれども、新しく制度改正で増えた世帯が69世帯、また第3子以降の増額となったところが、小学校分が116人、中学校分が31人、それから所得上限が超過しているものが、これがまた撤廃になりましたので、その分が8世帯になります。

○議長（木内秀樹君）

ほかに質疑はありませんか。

2番、望月憲之議員。

○2番議員（望月憲之君）

21ページの農林水産事業費の中で農業費と林業費がありまして、それぞれ農道、水路の改良工事費344万3千円と林道維持工事費の410万円ありますが、それぞれこの工事でこの業者が請け負ってやっているのか、分かる範囲でお願いします。

○議長（木内秀樹君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

今の質問にお答えいたします。

まず、農道水路改修工事につきましては、産業振興課で出ておりますので、このあと説明をしていただきたいと思います。林業費の林道整備事業費について、こちらは富岡から中村、中区に抜ける栄中部林道の路側の復旧工事を予定しておりまして、予算がついてからの発注となりますので、まだ業者は決定しておりません。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑ございますか。

産業振興課長補佐、お願いします。

○産業振興課長補佐（望月壮君）

産業振興課、課長補佐の望月です。

よろしくお願いします。

ただいまの工事費の関係についてですが、皐月区にあります水路を改修しまして、水路の管理道の舗装工事になります。

延長が約200メートルとなります。

発注についてはこれから行う予定です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

5番、高橋議員。

○5番議員（高橋茂広君）

20ページになります。

3款民生費の1目児童福祉総務費の中の18節負担金補助金及び交付金の中で、子育て世帯応援事業給付金で、これは3歳以上の副食費という説明があったかと思うのですが、間違いないでしょうか。

お願いします。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

ただいま高橋議員の質問にお答えをします。

今回、この給付金の対象としたのは3歳以上になります。というのは、3歳以上が、副食費の負担をいただいておりますので、今回、対象は3歳以上とさせていただきました。

○議長（木内秀樹君）

5番、高橋議員。

○5番議員（高橋茂広君）

それは町内でなく、町外へ通っている人も対象になるのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（望月裕司君）

町内に住所があり、かつ町外の保育所に通っている方も対象にいたします。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

1番、芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

22ページの土木費の中の道路橋梁費、管理委託費500万円、これは佐野線の工事だと聞

いたのですが、詳しい説明をもう一回お願いしたいと思います。

○議長（木内秀樹君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

ただいまの芦澤議員の質問にお答えいたします。

管理委託料につきましては、11月2日の豪雨によりまして、土砂の押し出しがありまして、そちらの撤去を佐野線と奥山線で行うために計上させていただいております。

その下の町道維持工事ですけれども、こちらは各区からの要望箇所の工事を随時しておりまして、現在もまだ追加要望がきておりますので、500万円の追加計上をさせていただきました。

○議長（木内秀樹君）

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

佐野線のところは、あの土がずっと押し出していったのですが、今後まあいったケースが起きた場合、対策はあるのでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

現時点では、土砂が出てきたら撤去ということしか方法はございません。現在、林務のほうで、上の沢にそういう堰堤を入れるとか、土砂を抑えるとかの計画をしております、そちらができればというところですが、規模が大きいので、ここ1年～2年でということは難しく、出たら撤去という対応しかないのかなと思っております。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

芦澤議員。

○1番議員（芦澤潤一郎君）

そうすると、毎年押し出したら、同程度のお金がかかるということでしょうか。

○議長（木内秀樹君）

建設課長。

○建設課長（尾崎龍次君）

今までは3年に1度程度でしたが、ここ最近の集中豪雨、雨が一気に降りますと、どうしても水の量が多くなるので、出てくると毎年これくらいかかってしまいます。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第73号の質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑫、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

次に、日程第１２ 議案第７４号 令和６年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第３号）について、１１ページと１５ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１２ 議案第７４号の質疑を終結いたします。

次に、日程第１３ 議案第７５号 令和６年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、事業勘定２７ページと３１ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、３９ページと４３ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１３ 議案第７５号の質疑を終結いたします。

次に、日程第１４ 議案第７６号 令和６年度南部町介護保険特別会計補正予算（第３号）について、５３ページと５７ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１４ 議案第７６号の質疑を終結いたします。

次に、日程第１５ 議案第７７号 令和６年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について、６７ページと７１ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１５ 議案第７７号の質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑬、別冊の簡易水道事業会計補正予算書をご用意ください。

日程第１６ 議案第７８号 令和６年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第３号）について、７ページ、収益的収入および支出について、質疑はありませんか。

５番、高橋議員。

○５番議員（高橋茂広君）

７ページです。支出のほうで、水道事業費用で施設修繕費１，８００万円、その説明をお願いします。

○議長（木内秀樹君）

水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。

経年劣化で不具合が生じている１２カ所の機械の修繕になります。

早期に対応して水道の安全安心な施設を戻すための費用になります。

以上です。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

5番、高橋茂広議員。

○5番議員（高橋茂広君）

12カ所の施設というのは具体的にどういう施設でしょうか。

○議長（木内秀樹君）

水道環境課長。

○水道環境課長（岡村忠君）

今の計画で言いますと、楮根区のポンプ2台、内船配水池の残留塩素の機械、中央第一と言って、文京ですが、こちらの滅菌器の機械、万沢の第一ということで、朝日区、富士見区の滅菌ポンプの取り替え、十島の滅菌ポンプの取り替え、中央区ということで皐月区ですけど、ポンプの修繕、あと1個、皐月区の源泉、ダクトの修繕で、あと本郷地区の空気弁の修繕、原戸の給水管の敷設の修繕、これは要望箇所になりますが、平の多目的集会所センターの前のかさ上げ、大堀川の橋の配管の修繕、梅島の取水口の修繕等が対象になっております。

○議長（木内秀樹君）

よろしいですか。

（はい）

ほかに質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第16 議案第78号の質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

まず、日程第3 議案第65号から日程第6 議案第68号までの条例の一部改正についての4件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第3 議案第65号から日程第6 議案第68号までの討論を終結いたします。

次に、日程第7 議案第69号の第3次南部町総合計画の基本構想策定について、討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第7 議案第69号の討論を終結いたします。

次に、日程第8 議案第70号の南部町奥山施設の指定管理者の指定について、討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

次に、日程第9 議案第71号および日程第10 議案第72号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う規約の変更および財産処分について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、日程第9 議案第71号および日程第10 議案第72号までの討論を終結いたします。

次に、日程第11 議案第73号から日程第16 議案第78号までの補正予算6件について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんでしたので、討論なしと認めます。

以上で、日程第11 議案第73号から日程第16 議案第78号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は1議案ごとに順次行います。

はじめに、日程第3 議案第65号 南部町小・中学校設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第3 議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4 議案第66号 南部町子育て支援医療費助成金条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第4 議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5 議案第67号 南部町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第5 議案第67号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6 議案第68号 南部町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第6 議案第68号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7 議案第69号 第3次南部町総合計画の基本構想策定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第7 議案第69号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第8 議案第70号 南部町奥山施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第8 議案第70号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第9 議案第71号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第9 議案第71号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 9 議案第 7 2 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 1 0 議案第 7 2 号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 1 1 議案第 7 3 号 令和 6 年度南部町一般会計補正予算 (第 5 号) については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 1 1 議案第 7 3 号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 1 2 議案第 7 4 号 令和 6 年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 1 2 議案第 7 4 号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 1 3 議案第 7 5 号 令和 6 年度南部町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 1 3 議案第 7 5 号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 1 4 議案第 7 6 号 令和 6 年度南部町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 1 4 議案第 7 6 号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 1 5 議案第 7 7 号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 1 5 議案第 7 7 号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第 1 6 議案第 7 8 号 令和 6 年度南部町簡易水道事業会計補正予算 (第 3 号) については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、日程第 1 6 議案第 7 8 号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (木内秀樹君)

日程第 1 7 議案第 7 9 号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 8 議案第 8 0 号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第19 議案第81号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20 議案第82号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21 議案第83号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）
日程第22 議案第84号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）
日程第23 議案第85号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第24 議案第86号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第25 議案第87号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
日程第26 議案第88号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第4号）

以上、日程第17 議案第79号から日程第26 議案第88号までの10件について、会議規則第37条の規定により一括して議題とし、提出議案の説明・質疑・討論・採決を行います。

はじめに、町長から提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、本定例会に追加提案をさせていただきました議案につきまして、その提案理由の説明をさせていただきます。

本定例会に上程いたします追加議案は、条例改正が4件、補正予算が6件、合計10件であります。

議案集3ページの議案第79号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についてから、議案集43ページの議案第82号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの条例改正議案が4件ありますが、8月の人事院給与勧告ならびに10月の山梨県人事委員会の給与勧告を踏まえ、南部町町長、教育長、職員および会計年度任用職員の給与につきましても同様の措置を講ずることとしたことに伴い、各条例の改正を行うものであります。

続いて、議案集47ページの議案第83号から議案第88号までの補正予算6件であります。今回提案しました議員、町長、教育長および職員の給与等の条例改正に伴う人件費の補正であります。

最初に、議案83号 令和6年度南部町一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ3,335万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億7,794万2千円とするものであります。

補正予算の主な内容は、給与条例改正に伴う人件費の補正であります。歳入は繰越金を計上し、収支の均衡を図っております。

続いて、議案第84号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）から、議案第88号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第4号）までの特別会計等につきましても、それぞれの会計において給与条例改正等に伴う人件費の補正を計上しました。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、この後、担当課長より説明させますので、ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（木内秀樹君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、日程第１７ 議案第７９号から日程第２０ 議案第８２号について、遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤一明君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

次に、日程第２１ 議案第８３号および日程第２６ 議案第８８号について、渡辺財政課長。

○財政課長（渡辺雄治君）

（補足の説明・省略）

○議長（木内秀樹君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

再開は１１時といたします。

休憩 午前１０時４８分

再開 午前１１時００分

○議長（木内秀樹君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を行います。

端末資料⑱、追加議案集の３ページをお開きください。

はじめに、日程第１６ 議案第７９号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１７ 議案第７９号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集５ページをお開きください。

日程第１８ 議案第８０号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１８ 議案第８０号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集の７ページをお開きください。

日程第１９ 議案第８１号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第１９ 議案第８１号についての質疑を終結いたします。

次に、議案集の４３ページをお開きください。

日程第20 議案第82号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第20 議案第82号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料⑳、別冊の一般会補正予算書(第6号)をご用意ください。

日程第21 議案第83号 令和6年度南部町一般会計補正予算(第6号)について、質疑を行います。

質疑は事項別明細書により行います。

11ページおよび15ページから24ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第21 議案第83号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料㉑、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

日程第22 議案第84号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第4号)について、質疑を行います。

質疑は事項別明細書により行います。

11ページと15ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第22 議案第84号についての質疑を終結いたします。

日程第23 議案第85号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について、最初に事業勘定、33ページと37ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、51ページと55ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、69ページと73ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第23 議案第85号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第24 議案第86号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算(第4号)について、89ページと93ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第24 議案第86号についての質疑を終結いたします。

次に、日程第25 議案第87号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号))について、109ページと113ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、日程第25 議案第87号についての質疑を終結いたします。

次に、端末資料②、別冊の簡易水道事業会計補正予算書（第4号）をご用意ください。

日程第26 議案第88号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、7ページ収益的収入および支出について、質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第26 議案第88号についての質疑を終結いたします。

次に、討論を行います。

はじめに、日程第17 議案第79号から日程第20 議案第82号までの条例の一部改正についての4件について、一括で討論いたします。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第17 議案第79号から日程第20 議案第82号までの討論を終結いたします。

次に、日程第21 議案第83号から日程第26 議案第88号までの、補正予算6件について、一括で討論します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、日程第21 議案第83号から日程第26 議案第88号までの討論を終結いたします。

これより採決を行います。

はじめに日程第17 議案第79号 南部町長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第17 議案第79号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第18 議案第80号 南部町教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第18 議案第80号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第19 議案第81号 南部町職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第19 議案第81号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第20 議案第82号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第20 議案第82号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第21 議案第83号 令和6年度南部町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第21 議案第83号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第22 議案第84号 令和6年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第22 議案第84号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第23 議案第85号 令和6年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第23 議案第85号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第24 議案第86号 令和6年度南部町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第24 議案第86号については原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第25 議案第87号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第25 議案第87号については原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第26 議案第88号 令和6年度南部町簡易水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第26 議案第88号については、原案のとおり決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第27 発議第6号 予算決算特別委員会の設置についてを議題とし、趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

提出議員の趣旨説明を求めます。

1 番、芦澤潤一郎議員。

○1 番議員（芦澤潤一郎君）

それでは、発議第6号 予算決算特別委員会の設置について、趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

端末資料②、議員提出議案集の2ページをご覧ください。

予算決算特別委員会の設置についてを、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和6年12月13日

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出者 南部町議会議員 芦澤潤一郎

賛成者 南部町議会議員 仲 亀 佳 定

賛成者 南部町議会議員 若 林 良 一

賛成者 南部町議会議員 望 月 憲 之

提出理由は、客観的な視野と住民の立場に立って、令和7年度当初予算を審査するため、地方自治法第109条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により予算決算特別委員会を設置するものであります。

1. 名称は予算決算特別委員会

2. 委員数は議長を除く9名。

3. 目的は、令和7年度当初予算を審査し、付託事項の成果を踏まえた予算編成を執行部に促すため、予算決算特別委員会を設置するものであります。

議員各位にはよろしくご賛同を賜りますようお願い申し上げまして、以上で発議第6号 予算決算特別委員会の設置についての趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

趣旨理由の説明が終わりました。

芦澤議員はその場でお待ち願います。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、日程第27 発議第6号についての質疑を終結いたします。

芦澤議員、ご苦労さまでした。席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

日程第27 発議第6号 予算決算特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、日程第27 発議第6号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

○議長（木内秀樹君）

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から、請願第2号にかかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第2号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（木内秀樹君）

それでは、会議を再開いたします。

○議長（木内秀樹君）

追加日程第1 発委第2号の意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会提出議案は、端末資料㉗として、お手元へ配付いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案の趣旨説明・質疑・討論・採決を行います。

追加日程第1 発委第2号 持続可能な学校の実現をめざす実効性ある学校の働き方改革、長時間労働是正を求める意見書の提出についてを議題とし、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会 望月小五郎議員。

○文教厚生常任委員長（望月小五郎君）

それでは、発委第2号について、説明をさせていただきます。

「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革長時間労働是正を求める意見書の提出について、趣旨説明を行います。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

端末資料㉗、委員会提出議案2ページをご覧ください。

発委第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革長時間労働是

正を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月13日提出

南部町議会議長 木内秀樹殿

提出委員会 南部町議会文教厚生常任委員会

提出理由であります、深刻な教員不足を解消し、子どもたちの学びが豊かなものとなるよう、教職員の負担軽減のための具体的業務削減策の提示、教職員定数改善の実施、自治体での取り組みを推進するための財源確保、教職員のいのちと健康を守る法整備の推進、勤務実態調査の実施と活用など、「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革、長時間労働は正について、政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書は、お手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げて、発委第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革長時間労働是正を求める意見書の提出についての、趣旨説明を終わります。

○議長（木内秀樹君）

発委第2号の趣旨説明が終わりました。

望月委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第2号に関する質疑を終結いたします。

望月委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

追加日程第1 発委第2号 「持続可能な学校の実現をめざす」実効性ある学校の働き方改革長時間労働是正を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、追加日程第1 発委第2号は、原案のとおり決定いたしました。

なお、本意見書は、地方自治法第99条の規定により、議長において各関係機関へ提出いたします。

○議長（木内秀樹君）

日程第28 議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

○議長（木内秀樹君）

日程第29 閉会中の継続調査等についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、広報広聴常任委員会委員長、予算決算特別委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、令和7年第1回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査等について、お手元に申し出書の写しが配付されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等についての、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

お諮りいたします。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思いをします。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

令和6年南部町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

閉会 午前11時25分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年12月13日

南部町議会議長

木 内 秀 樹

会議録署名議員

高 橋 茂 広

会議録署名議員

小 泉 昇 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

渡 辺 正 樹